

## 令和5年度山形県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表（案）

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																																																						
<p>&lt;P17 第1編第2章第2節 社会的条件&gt;</p> <p>1 一略一</p> <p>2 地域構造</p> <p>山形県は、地勢的に内陸と庄内に大別され、さらに内陸は、村山、最上及び置賜の3地域から構成されている。これらの4地域は、流域圏や歴史文化を異にしており、住民もそれぞれに帰属意識をもっている。さらに、これらの各地域においては、都市が適度に分散し、その都市を農山漁村が取り巻く地域構造となっている。</p> <p>具体的には、通勤・通学、買物及び医療等県民の日常生活が展開される圏域として、山形市、寒河江市、村山市、東根市、新庄市、米沢市、長井市、鶴岡市及び酒田市を中心とする8つのまとまりがみられる。</p> <p>このように、山形県内の一つひとつの都市は、規模が小さく、かつ県内全域に分散しているが、比較的人口が集中している村山地域で山形盆地断層帯を震源とする大規模地震が発生した場合は、村山地域のみならず県内全域において甚大な被害が想定されることから、地域間の相互支援はもとより他県からの広域応援が必要になってくるものと考えられる。</p>	<p>1 一略一</p> <p>2 地域構造</p> <p>山形県は、地勢的に内陸と庄内に大別され、さらに内陸は、村山、最上及び置賜の3地域から構成されている。これらの4地域は、流域圏や歴史文化を異にしており、住民もそれぞれに帰属意識をもっている。さらに、これらの各地域においては、都市が適度に分散し、その都市を農山漁村が取り巻く地域構造となっている。</p> <p>具体的には、通勤・通学、買物及び医療等県民の日常生活が展開される圏域として、山形市、寒河江市、村山市、東根市、新庄市、米沢市、長井市、鶴岡市及び酒田市を中心とする8つのまとまりがみられる。</p> <p>このように、山形県内の一つひとつの都市は、規模が小さく、かつ県内全域に分散しているが、比較的人口が集中している村山地域で山形盆地断層帯を震源とする大規模地震が発生した場合は、村山地域のみならず県内全域において甚大な被害が想定されることから、地域間の相互支援はもとより他県からの広域応援が必要になってくるものと考えられる。</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>・第3編第1章第3節の2に同じ</p>																																																						
<p>&lt;P24 第1編第2章第3節 既往地震とその被害&gt;</p> <p>1 一略一</p> <p>2 主な地震記録と被害概況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発生年月日</th> <th rowspan="2">地震名 又は 地域名</th> <th colspan="2">震 央</th> <th rowspan="2">規模 (M)</th> <th rowspan="2">県内の震度：及び被害概況</th> </tr> <tr> <th>北緯 (度)</th> <th>東経 (度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">1～26 一略一</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(追加)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：山形県史（編：山形県）、山形県災害年報（左同）、理科年表（編：国立天文台）ほか</p>	発生年月日	地震名 又は 地域名	震 央		規模 (M)	県内の震度：及び被害概況	北緯 (度)	東経 (度)	1～26 一略一						(追加)						(追加)						<p>1 一略一</p> <p>2 主な地震記録と被害概況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発生年月日</th> <th rowspan="2">地震名 又は 地域名</th> <th colspan="2">震 央</th> <th rowspan="2">規模 (M)</th> <th rowspan="2">県内の震度：及び被害概況</th> </tr> <tr> <th>北緯 (度)</th> <th>東経 (度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">1～26 一略一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: center;"><a href="#">2021年2月13日</a> <a href="#">23時07分</a> <a href="#">(令和3)</a></td> <td style="text-align: center;"><a href="#">福島県沖</a></td> <td style="text-align: center;"><a href="#">37.7</a></td> <td style="text-align: center;"><a href="#">141.7</a></td> <td style="text-align: center;"><a href="#">7.3</a></td> <td style="text-align: center;"><a href="#">震度：米沢市、上山市、中山町、白鷹町5弱、山形市、鶴岡市、酒田市、新庄市ほか26市町村4、金山町3 軽傷者1名、住家一部破損9棟、非住家全壊31棟などの被害があった。</a></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28</td> <td style="text-align: center;"><a href="#">2022年3月16日</a> <a href="#">23時36分</a> <a href="#">(令和4)</a></td> <td style="text-align: center;"><a href="#">福島県沖</a></td> <td style="text-align: center;"><a href="#">37.7</a></td> <td style="text-align: center;"><a href="#">141.6</a></td> <td style="text-align: center;"><a href="#">7.4</a></td> <td style="text-align: center;"><a href="#">震度：中山町5強、米沢市、酒田市、上山市ほか7市町村5弱、山形市、鶴岡市、寒河江市ほか21市町村4 重傷者4名、軽傷者1名、住家半壊1棟・一部破損42棟、非住家一部破損等8棟の被害があった</a></td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：山形県史（編：山形県）、山形県災害年報（左同）、理科年表（編：国立天文台）ほか</p>	発生年月日	地震名 又は 地域名	震 央		規模 (M)	県内の震度：及び被害概況	北緯 (度)	東経 (度)	1～26 一略一						27	<a href="#">2021年2月13日</a> <a href="#">23時07分</a> <a href="#">(令和3)</a>	<a href="#">福島県沖</a>	<a href="#">37.7</a>	<a href="#">141.7</a>	<a href="#">7.3</a>	<a href="#">震度：米沢市、上山市、中山町、白鷹町5弱、山形市、鶴岡市、酒田市、新庄市ほか26市町村4、金山町3 軽傷者1名、住家一部破損9棟、非住家全壊31棟などの被害があった。</a>	28	<a href="#">2022年3月16日</a> <a href="#">23時36分</a> <a href="#">(令和4)</a>	<a href="#">福島県沖</a>	<a href="#">37.7</a>	<a href="#">141.6</a>	<a href="#">7.4</a>	<a href="#">震度：中山町5強、米沢市、酒田市、上山市ほか7市町村5弱、山形市、鶴岡市、寒河江市ほか21市町村4 重傷者4名、軽傷者1名、住家半壊1棟・一部破損42棟、非住家一部破損等8棟の被害があった</a>	<p>◆地震記録と被害概況の追記</p>
発生年月日			地震名 又は 地域名	震 央			規模 (M)	県内の震度：及び被害概況																																																
	北緯 (度)	東経 (度)																																																						
1～26 一略一																																																								
(追加)																																																								
(追加)																																																								
発生年月日	地震名 又は 地域名	震 央		規模 (M)	県内の震度：及び被害概況																																																			
		北緯 (度)	東経 (度)																																																					
1～26 一略一																																																								
27	<a href="#">2021年2月13日</a> <a href="#">23時07分</a> <a href="#">(令和3)</a>	<a href="#">福島県沖</a>	<a href="#">37.7</a>	<a href="#">141.7</a>	<a href="#">7.3</a>	<a href="#">震度：米沢市、上山市、中山町、白鷹町5弱、山形市、鶴岡市、酒田市、新庄市ほか26市町村4、金山町3 軽傷者1名、住家一部破損9棟、非住家全壊31棟などの被害があった。</a>																																																		
28	<a href="#">2022年3月16日</a> <a href="#">23時36分</a> <a href="#">(令和4)</a>	<a href="#">福島県沖</a>	<a href="#">37.7</a>	<a href="#">141.6</a>	<a href="#">7.4</a>	<a href="#">震度：中山町5強、米沢市、酒田市、上山市ほか7市町村5弱、山形市、鶴岡市、寒河江市ほか21市町村4 重傷者4名、軽傷者1名、住家半壊1棟・一部破損42棟、非住家一部破損等8棟の被害があった</a>																																																		

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>山形県内及び周辺地域で発生した主な地震</p> <p>地図 ー略ー</p> <p>※1 715年から2019年にかけて発生した地震の震央部分を示す。                  ※2 番号は「2 主な地震記録と被害概況」の表の番号と一致する。</p>	<p>山形県内及び周辺地域で発生した主な地震</p> <p>地図 ー略ー</p> <p>※1 715年から2023年にかけて発生した地震の震央部分を示す。                  ※2 番号は「2 主な地震記録と被害概況」の表の番号と一致する。</p> <p>※<u>地図上に、前記27、28地震の震央を明記する</u></p>	<p>◆地震記録と被害概況の追記</p>
<p>&lt;P32 第1編第4章 山形県の地震防災計画の基本的な考え方&gt;</p> <p>1 ー略ー</p> <p>2 地震防災対策の基本方針</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 目標</p> <p>ア 「地震防災体制の強化」・・・阪神・淡路大震災以降整備に努めてきた防災体制の一層の充実を図る。</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する基本事項を定めた地域防災計画を策定して防災体制の整備を図ってきたところであるが、大規模地震が発生した場合において、迅速かつ的確な応急活動体制を確保するため、県、市町村及び防災関係機関は、職員参集、情報収集・伝達などの初動体制の確立、広域災害に対応できる市町村への支援体制や、広域応援体制の整備が必要となっている。</p> <p>このため、各機関における活動マニュアル整備、広域応援体制の充実など、地震防災体制の強化を図っていく。</p> <p>イ～ウ ー略ー</p> <p>3 推進体系</p> <p>【推進項目】</p> <div data-bbox="142 1312 1142 1402" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【主な施策】</p> <p style="text-align: center;">1 広域応援の受入れ体制の整備 2 関係機関との応援協定の締結推進</p> </div> <p style="text-align: center;">広域応援体制</p>	<p>1 ー略ー</p> <p>2 地震防災対策の基本方針</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 目標</p> <p>ア 「地震防災体制の強化」・・・阪神・淡路大震災以降整備に努めてきた防災体制の一層の充実を図る。</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する基本事項を定めた地域防災計画を策定して防災体制の整備を図ってきたところであるが、大規模地震が発生した場合において、迅速かつ的確な応急活動体制を確保するため、県、市町村及び防災関係機関は、職員参集、情報収集・伝達などの初動体制の確立、広域災害に対応できる市町村への支援体制や、広域応援・<u>受援</u>体制の整備が必要となっている。</p> <p>このため、各機関における活動マニュアル整備、広域応援・<u>受援</u>体制の充実など、地震防災体制の強化を図っていく。</p> <p>イ～ウ ー略ー</p> <p>3 推進体系</p> <p>【推進項目】</p> <div data-bbox="1350 1312 2338 1402" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【主な施策】</p> <p style="text-align: center;">1 <u>広域</u>応援の受入れ体制の整備 2 関係機関との応援協定の締結推進</p> </div> <p style="text-align: center;">広域応援・<u>受援</u>体制</p>	<p>◆表現の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3編第1章第3節に同じ</li> </ul> <p>◆表現の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3編第1章第3節に同じ</li> </ul>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>&lt;P54 第2編第1章 地震に関する調査研究計画&gt;</p> <p>1～2 一略一</p> <p>3</p> <p>(1)～(2) 一略一</p> <p>(3) 地震調査委員会による海溝型地震及び主要活断層帯の長期評価 地震調査委員会は、活断層で起きる地震について地震発生確率を含む長期評価結果を公表している。本県の主要活断層帯は下記のとおりである。</p> <p>【表】一略一</p> <p>※発生確率の基準日はR4.1.1現在 (R4.1.13公表)</p> <p>※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。</p> <p>※地震後経過率(注)が0.7以上である活断層は、ランクに*を付記している。 注：地震後経過率とは、最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。</p>	<p>1～2 一略一</p> <p>3</p> <p>(1)～(2) 一略一</p> <p>(3) 地震調査委員会による海溝型地震及び主要活断層帯の長期評価 地震調査委員会は、<u>海溝型地震及び活断層</u>で起きる地震について地震発生確率を含む長期評価結果を公表している。本県の主要活断層帯は下記のとおりである。</p> <p>【表】一略一</p> <p>※発生確率の基準日は <u>R5.1.1現在 (R5.1.13公表)</u></p> <p>※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。</p> <p>※<u>海溝型地震における今後30年以内の地震発生確率が26%以上を「Ⅲランク」、3%～26%未満を「Ⅱランク」、3%未満を「Ⅰランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。</u></p> <p>※地震後経過率(注)が0.7以上である活断層は、ランクに*を付記している。 注：地震後経過率とは、最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。</p>	<p>◆海溝型地震について追記</p> <p>◆時点修正</p>
<p>&lt;P56 第2編第2章 地震・津波観測体制の整備計画&gt;</p> <p>1～2 一略一</p> <p>3 県内における関係機関の地震・津波観測体制</p> <p>(1) 気象庁</p> <p>気象庁は、地震発生時の震源及び規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と襲来地域の予想及び地震に関する調査研究のため、県内6箇所に地震計、14箇所に計測震度計を設置して観測を行っており、防災関係機関に大津波警報・津波警報・津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)や地震・津波情報及び津波予報を伝達するとともに、報道機関を通して広く住民に情報を提供している。また、大きな津波を観測するため、酒田港に巨大津波観測計を設置している。</p> <p>さらに、気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し緊急地震速報(警報)を発表し、報道機関等の協力によりテレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。</p>	<p>1～2 一略一</p> <p>3 県内における関係機関の地震・津波観測体制</p> <p>(1) 気象庁</p> <p>気象庁は、地震発生時の震源及び規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と襲来地域の予想及び地震に関する調査研究のため、県内6箇所に地震計、14箇所に計測震度計を設置して観測を行っており、防災関係機関に大津波警報・津波警報・津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)や地震・津波情報及び津波予報を伝達するとともに、報道機関を通して広く住民に情報を提供している。また、大きな津波を観測するため、酒田港に巨大津波観測計を設置している。</p> <p>さらに、<del>気象庁は、</del>最大震度5弱以上 <u>又は長周期地震動階級3以上</u>の揺れが予想された場合に、震度4以上 <u>又は長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域 <u>(緊急地震速報で用いる区域)</u> に対し、緊急地震速報(警報)を発表し、報道機関 <u>や通信事業者</u>等の協力によりテレビ、ラジオ、<u>携帯電話等</u>を通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上 <u>又は長周期地震動階級4</u>の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>※緊急地震速報の発表基準への長周期地震動階級の追加等</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>&lt;P71 第2編第5章 災害ボランティア受入体制整備計画&gt;</p> <p>1～4 ー略ー</p> <p>5 活動環境の整備</p> <p>県及び市町村は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p> <p>(新設)</p>	<p>1～4 ー略ー</p> <p>5 活動環境の整備</p> <p>県及び市町村は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</p> <p><u>なお、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害中間支援機能の強化に努める。市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画や、災害ボランティアセンターを運営する者との協定等に規定することにより、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等												
<p>&lt;P72 第2編第6章 防災訓練計画&gt;</p> <p>1 ー略ー</p> <p>2 計画の体系</p> <table border="1" data-bbox="142 359 1258 722"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県の防災訓練</td> <td>①総合防災訓練 ②緊急登庁訓練 ③県災害対策本部設置訓練 ④県災害対策本部運営訓練 ⑤広域応援訓練 ⑥非常通信訓練</td> </tr> <tr> <td>ー略ー</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 県の防災訓練</p> <p>(1) 総合防災訓練 ー略ー ア～ウ ー略ー エ 主な訓練項目 情報収集伝達訓練 災害対処訓練 広域応援派遣訓練 航空消防防災活動訓練 オ ー略ー (2)～(4) ー略ー (5) 広域応援訓練 県は、他の都道府県との応援協定に基づく広域応援を円滑に実施するため、広域合同訓練の実施を推進する。 (6) ー略ー</p> <p>4～7 ー略ー</p> <p>8 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 県、市町村及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。</p>	項 目	概 要	1 県の防災訓練	①総合防災訓練 ②緊急登庁訓練 ③県災害対策本部設置訓練 ④県災害対策本部運営訓練 ⑤広域応援訓練 ⑥非常通信訓練	ー略ー		<p>1 ー略ー</p> <p>2 計画の体系</p> <table border="1" data-bbox="1344 359 2460 722"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県の防災訓練</td> <td>①総合防災訓練 ②緊急登庁訓練 ③県災害対策本部設置訓練 ④県災害対策本部運営訓練 ⑤<del>広域</del>応援訓練 ⑥非常通信訓練</td> </tr> <tr> <td>ー略ー</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 県の防災訓練</p> <p>(1) 総合防災訓練 ー略ー ア～ウ ー略ー エ 主な訓練項目 情報収集伝達訓練 災害対処訓練 <del>広域</del>応援派遣訓練 航空消防防災活動訓練 オ ー略ー (2)～(4) ー略ー (5) <del>広域</del>応援訓練 県は、他の都道府県との応援協定に基づく<del>広域</del>応援を円滑に実施するため、<del>広域</del>合同訓練の実施を推進する。 (6) ー略ー</p> <p>4～7 ー略ー</p> <p>8 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 県、市町村及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ<u>訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする次回訓練の在り方、防災マニュアル、防災協力協定、防災行動計画(タイムライン)等の見直し等を行って、実効性ある防災組織体制等の維持・整備、防災関係機関相互の連携強化を図る。</u></p>	項 目	概 要	1 県の防災訓練	①総合防災訓練 ②緊急登庁訓練 ③県災害対策本部設置訓練 ④県災害対策本部運営訓練 ⑤ <del>広域</del> 応援訓練 ⑥非常通信訓練	ー略ー		<p>◆表現の適正化 ・第3編第1章第3節の2に同じ</p> <p>◆表現の適正化 ・第3編第1章第3節の2に同じ</p> <p>◆令和5年度総合防災訓練大綱(中央防災会議)に合わせた修正</p>
項 目	概 要													
1 県の防災訓練	①総合防災訓練 ②緊急登庁訓練 ③県災害対策本部設置訓練 ④県災害対策本部運営訓練 ⑤広域応援訓練 ⑥非常通信訓練													
ー略ー														
項 目	概 要													
1 県の防災訓練	①総合防災訓練 ②緊急登庁訓練 ③県災害対策本部設置訓練 ④県災害対策本部運営訓練 ⑤ <del>広域</del> 応援訓練 ⑥非常通信訓練													
ー略ー														



現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>&lt;P77 第2編第7章 避難体制整備計画&gt;</p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 避難場所及び避難所の指定と事前周知</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 指定避難所等の指定</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。</p> <p>エ～シ ー略ー</p> <p>ス 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換に努めること。</p> <p>(3)～(6) ー略ー</p> <p>4 ー略ー</p> <p>5 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。</p> <p>(3)～(8) ー略ー</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 避難場所及び避難所の指定と事前周知</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 指定避難所等の指定</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。</u></p> <p>エ～シ ー略ー</p> <p>ス 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めること。</p> <p>(3)～(6) ー略ー</p> <p>4 ー略ー</p> <p>5 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、<u>ガス設備</u>、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。</p> <p>(3)～(8) ー略ー</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																																
<p>&lt;P85 第2編第8章 救助・救急体制整備計画&gt; 1～5 一略— 6 県警察本部の対策 (1) 被災情報の収集・伝達体制の確立 被害状況を迅速に把握し、的確な災害応急対策を講じるため、ヘリコプターテレビ中継システムの整備充実に努める。 (2) 救助用装備資器材の整備 被災者の救助活動に必要なレスキュー車、投光車等警備活動用車両のほか、チェーンソー、エアジャッキ、及びスコップ等の救助資器材を整備する。</p>	<p>1～5 一略— 6 県警察本部の対策 (1) 被災情報の収集・伝達体制の確立 被害状況を迅速に把握し、的確な災害応急対策を講じるため、<u>情報収集・伝達体制の充実及び情報収集に資する資機材の習熟を図り、ヘリコプターテレビ中継システム等の整備充実に努める。</u> (2) 救助用装備資器材の整備 被災者の救助活動に必要なレスキュー車、投光車等警備活動用車両のほか、<u>エアジャッキミニレッカー</u>及びスコップ等の救助資器材を整備する。</p>	<p>◆実態に合わせた修正  ◆表現の適正化  ◆実態に合わせた修正</p>																																
<p>&lt;P94 第2編第11章 地震防災施設等整備計画&gt; 1～3 一略— 4 地震防災緊急事業五箇年計画の推進 (1) 一略— (2) 対象事業 県地域防災計画に定められた事項のうち、次に掲げる施設等の整備であって、主務大臣の定める基準に適合するもの（市町村事業を含む。）。 ア～ケ 一略— コ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの</p>	<p>1～3 一略— 4 地震防災緊急事業五箇年計画の推進 (1) 一略— (2) 対象事業 県地域防災計画に定められた事項のうち、次に掲げる施設等の整備であって、主務大臣の定める基準に適合するもの（市町村事業を含む。）。 ア～ケ 一略— コ 公立の小学校、<u>中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程</u>のうち、地震防災上改築<u>又は</u>補強を要するもの</p>	<p>◆表現の適正化 ※地震防災対策特別措置法第3条関係</p>																																
<p>&lt;P99 第2編第13章 地盤災害予防計画&gt; 1～4 一略— 5 地盤災害予防対策の推進 (1) 危険箇所の法指定 県は、危険箇所を関係法令に基づく指定箇所に指定し、一定の行為を禁止・制限する。</p> <table border="1" data-bbox="184 1352 1270 1808"> <thead> <tr> <th>法 令 名</th> <th>指定箇所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防法</td> <td>砂防指定地</td> </tr> <tr> <td>地すべり等防止法</td> <td>地すべり防止区域</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> </tr> <tr> <td>土砂災害防止法</td> <td>土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</td> </tr> <tr> <td>森林法</td> <td>保安林</td> </tr> <tr> <td>建築基準法</td> <td>災害危険区域</td> </tr> <tr> <td>宅地造成等規制法</td> <td>宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域</td> </tr> </tbody> </table>	法 令 名	指定箇所名	砂防法	砂防指定地	地すべり等防止法	地すべり防止区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	森林法	保安林	建築基準法	災害危険区域	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域	<p>1～4 一略— 5 地盤災害予防対策の推進 (1) 危険箇所の法指定 県は、危険箇所を関係法令に基づく指定箇所に指定し、一定の行為を禁止・制限する。</p> <table border="1" data-bbox="1386 1352 2472 1854"> <thead> <tr> <th>法 令 名</th> <th>指定箇所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防法</td> <td>砂防指定地</td> </tr> <tr> <td>地すべり等防止法</td> <td>地すべり防止区域</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> </tr> <tr> <td>土砂災害防止法</td> <td>土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</td> </tr> <tr> <td>森林法</td> <td>保安林</td> </tr> <tr> <td>建築基準法</td> <td>災害危険区域</td> </tr> <tr> <td>宅地造成及び<u>特定盛土</u>等規制法</td> <td>宅地造成<u>等</u>工事規制区域 <u>特定盛土等規制区域</u> 造成宅地防災区域</td> </tr> </tbody> </table>	法 令 名	指定箇所名	砂防法	砂防指定地	地すべり等防止法	地すべり防止区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	森林法	保安林	建築基準法	災害危険区域	宅地造成及び <u>特定盛土</u> 等規制法	宅地造成 <u>等</u> 工事規制区域 <u>特定盛土等規制区域</u> 造成宅地防災区域	<p>◆関係法令等の改正（宅地造成等規制法から宅地造成及び特定盛土等規制法へ法律名称変更） ◆法改正に伴い、区域名称の変更及び追加</p>
法 令 名	指定箇所名																																	
砂防法	砂防指定地																																	
地すべり等防止法	地すべり防止区域																																	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域																																	
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域																																	
森林法	保安林																																	
建築基準法	災害危険区域																																	
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域																																	
法 令 名	指定箇所名																																	
砂防法	砂防指定地																																	
地すべり等防止法	地すべり防止区域																																	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域																																	
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域																																	
森林法	保安林																																	
建築基準法	災害危険区域																																	
宅地造成及び <u>特定盛土</u> 等規制法	宅地造成 <u>等</u> 工事規制区域 <u>特定盛土等規制区域</u> 造成宅地防災区域																																	

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																												
<p>&lt;P111 第2編第17章 輸送体制整備計画&gt;</p> <p>1 計画の概要 災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、県、市町村等が実施する輸送体制の整備について定める。</p> <p>2 計画の体系</p> <table border="1" data-bbox="151 447 1270 995"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 緊急輸送道路ネットワークの設定</td> <td>① 緊急輸送道路ネットワークの定義 ② ネットワークに指定する道路の基準 ③ 連携体制の強化 ④ 緊急輸送体制の整備</td> </tr> <tr> <td>3 物資拠点の環境整備等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 臨時ヘリポート候補地の選定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 緊急輸送用車両等の確保・整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 緊急通行車両確保のための事前対策</td> <td>① 緊急通行車両の事前届出 ② 自動車運転者のとるべき措置</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～7 ー略ー</p> <p>8 緊急通行車両等確保のための事前対策</p> <p>(1) 緊急通行車両等の事前届出 県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するための緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの確認について、事前届出の普及に努め、次により事前届出を受け、確認に係る事務の迅速化を図る。</p> <p>ア 緊急通行車両</p> <p>(ア) 事前届出対象車両</p> <p>a 災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画等に基づき、法第50条第1項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。</p> <p>(a)～(d) ー略ー</p> <p>(e) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの</p> <p>(f) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの</p> <p>(g)～(h) ー略ー</p> <p>(i) 上記のほか、災害の発生防衛又は拡大防止のための措置に関するもの</p> <p>b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時これら機関の活動専用で使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体から調達する車両</p>	項 目	概 要	1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検		2 緊急輸送道路ネットワークの設定	① 緊急輸送道路ネットワークの定義 ② ネットワークに指定する道路の基準 ③ 連携体制の強化 ④ 緊急輸送体制の整備	3 物資拠点の環境整備等		4 臨時ヘリポート候補地の選定		5 緊急輸送用車両等の確保・整備		6 緊急通行車両確保のための事前対策	① 緊急通行車両の事前届出 ② 自動車運転者のとるべき措置	<p>1 計画の概要 災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、県、市町村等が実施する輸送体制の整備について定める。</p> <p>2 計画の体系</p> <table border="1" data-bbox="1350 447 2469 995"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 緊急輸送道路ネットワークの設定</td> <td>① 緊急輸送道路ネットワークの定義 ② ネットワークに指定する道路の基準 ③ 連携体制の強化 ④ 緊急輸送体制の整備</td> </tr> <tr> <td>3 物資拠点の環境整備等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 臨時ヘリポート候補地の選定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 緊急輸送用車両等の確保・整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 緊急通行車両確保のための事前対策</td> <td>① 緊急通行車両の災害発生前における確認申出及び規制除外車両の事前届出 ② 自動車運転者のとるべき措置</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～7 ー略ー</p> <p>8 緊急通行車両等確保のための事前対策</p> <p>(1) 緊急通行車両等の事前届出災害発生前における確認申出及び規制除外車両の事前届出 県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するための緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの確認申出について、事前届出の災害発生前における確認申出及び事前届出の普及に努め、次により事前申出及び届出を受け、確認に係る事務の迅速化を図る。</p> <p>ア 緊急通行車両</p> <p>(ア) 事前届出対象車両災害発生前における確認の対象車両</p> <p>a 災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画等に基づき、法第50条第1項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。</p> <p>(a)～(d) ー略ー</p> <p>(e) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの</p> <p>(f) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生保健衛生に関するもの</p> <p>(g)～(h) ー略ー</p> <p>(i) 上記のほか、災害の発生防衛又は拡大防止のための措置に関するもの</p> <p>b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時これら機関の活動専用で使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体から調達する計画等がある車両</p>	項 目	概 要	1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検		2 緊急輸送道路ネットワークの設定	① 緊急輸送道路ネットワークの定義 ② ネットワークに指定する道路の基準 ③ 連携体制の強化 ④ 緊急輸送体制の整備	3 物資拠点の環境整備等		4 臨時ヘリポート候補地の選定		5 緊急輸送用車両等の確保・整備		6 緊急通行車両確保のための事前対策	① 緊急通行車両の災害発生前における確認申出及び規制除外車両の事前届出 ② 自動車運転者のとるべき措置	<p>◆災害対策基本法施行令の一部改正等</p> <p>◆災害対策基本法施行令の一部改正等</p> <p>◆表現の適正化</p>
項 目	概 要																													
1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検																														
2 緊急輸送道路ネットワークの設定	① 緊急輸送道路ネットワークの定義 ② ネットワークに指定する道路の基準 ③ 連携体制の強化 ④ 緊急輸送体制の整備																													
3 物資拠点の環境整備等																														
4 臨時ヘリポート候補地の選定																														
5 緊急輸送用車両等の確保・整備																														
6 緊急通行車両確保のための事前対策	① 緊急通行車両の事前届出 ② 自動車運転者のとるべき措置																													
項 目	概 要																													
1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検																														
2 緊急輸送道路ネットワークの設定	① 緊急輸送道路ネットワークの定義 ② ネットワークに指定する道路の基準 ③ 連携体制の強化 ④ 緊急輸送体制の整備																													
3 物資拠点の環境整備等																														
4 臨時ヘリポート候補地の選定																														
5 緊急輸送用車両等の確保・整備																														
6 緊急通行車両確保のための事前対策	① 緊急通行車両の災害発生前における確認申出及び規制除外車両の事前届出 ② 自動車運転者のとるべき措置																													



現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>(イ) 届出申請 対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び緊急通行車両等事前届出書を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。</p> <p>(ウ) 事前届出済証等の交付 県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、事前届出書を受理した警察署長を経由し、緊急通行車両事前届出済証等を届出者に交付する。</p> <p>イ 規制除外車両 (ア) 事前届出対象車両 a 民間事業の社会経済活動のうち、災害時において優先すべきものに使用する車両で、次のいずれかに該当する車両を対象とする。 (a) 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両 (b) 医薬品・医療機器、医療用資機材等を輸送する車両 (c) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） (d) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 b～c 一略</p> <p>(2) 一略</p> <p>緊急輸送道路ネットワーク計画図 令和3年4月現在</p> <p>○村山管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図） （その1）（その2）（その3）</p> <p>○最上管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図）</p> <p>○置賜管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図） （その1）（その2）</p> <p>○庄内管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図） （その1）（その2）</p>	<p>(イ) <u>申出届出</u>申請 対象となる車両の管理者等は、<u>当該車両を使用して行う業務の内容を証明する災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類又は災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類、及び緊急通行車両確認申出書等事前届出書、及び自動車検査証の写し</u>を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は警察本部を経由し、<u>県公安委員会</u>に提出する。</p> <p>(ウ) <u>事前届出済証緊急通行車両確認証明書</u>等の交付 <u>県公安委員会は、</u>審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、<u>事前届出書を受理した警察署長を経由し、緊急通行車両事前届出済証等緊急通行車両確認証明書及び確認標章を申出届出者</u>に交付する。</p> <p>イ 規制除外車両 (ア) 事前届出対象車両 a 民間事業の社会経済活動のうち、災害時において優先すべきものに使用する車両で、次のいずれかに該当する車両を対象とする。 (a) 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両 (b) 医薬品・医療機器、医療用資機材等を輸送する車両 (c) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） (d) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 b～c 一略</p> <p>(2) 一略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>○村山管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図） <u>※図面の更新</u> （その1）（その2）（その3）</p> <p>○最上管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図） <u>※図面の更新</u></p> <p>○置賜管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図） <u>※図面の更新</u> （その1）（その2）</p> <p>○庄内管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図） <u>※図面の更新</u> （その1）（その2）</p>	<p>◆災害対策基本法施行令の一部改正等</p> <p>◆災害対策基本法施行令の一部改正等</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>※図面は別紙掲載のとおり</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																																																																																
<p>&lt;P125 第2編第18章第1節 交通関係施設災害予防計画&gt;</p> <p>1～3 一略一</p> <p>4 道路の災害予防対策</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 一般国道（自動車専用道路を除く）及び県道の災害予防 一般国道（自動車専用道路を除く）及び県道の施設管理者は、次により道路施設等の災害予防対策を講じる。</p> <p>ア～エ 一略一</p> <p>オ 道路の占用の禁止又は制限及び無電柱化の促進 避難路、緊急輸送道路など、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに無電柱化の促進を図る。</p>	<p>1～3 一略一</p> <p>4 道路の災害予防対策</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 一般国道（自動車専用道路を除く）及び県道の災害予防 一般国道（自動車専用道路を除く）及び県道の施設管理者は、次により道路施設等の災害予防対策を講じる。</p> <p>ア～エ 一略一</p> <p>オ 道路の占用の禁止又は制限及び無電柱化の促進 避難路、緊急輸送道路など、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、 <u>国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、</u>無電柱化の促進を図る。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>																																																																																
<p>&lt;P132 第2編第18章第2節 土砂災害防止施設災害予防計画&gt;</p> <p>1～3 一略一</p> <p>4 治山施設等の災害予防対策</p> <p>国及び県は、次により山地、治山の災害予防対策を講じる。</p> <p>(1) 保安林の指定及び整備</p> <p>ア～イ 一略一</p> <p>○ 県内の保安林の種類及び面積（令和4年4月1日現在） 単位：ha</p> <table border="1" data-bbox="186 1121 1270 1491"> <thead> <tr> <th>保安林の種類</th> <th>指定面積</th> <th>保安林の種類</th> <th>指定面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水源涵養保安林</td> <td>318,824</td> <td>干害防備保安林</td> <td>4,882</td> </tr> <tr> <td>土砂流出防備保安林</td> <td>81,262</td> <td>なだれ防止保安林</td> <td>1,546</td> </tr> <tr> <td>土砂崩壊防備保安林</td> <td>961</td> <td>落石防止保安林</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>飛砂防備保安林</td> <td>1,227</td> <td>魚つき保安林</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>防風保安林</td> <td>24</td> <td>保健保安林</td> <td>3,939</td> </tr> <tr> <td>水害防備保安林</td> <td>7</td> <td>風致保安林</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>潮害防備保安林</td> <td>146</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 治山施設の整備</p> <p>ア～ウ 一略一</p> <p>○ 県内の山地災害危険地区（令和3年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="186 1625 736 1812"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>地区数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td>546 [91]</td> </tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>1,304[148]</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,850[239]</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：[ ]内は国有林内で外書き</p> <p>(3)～(4) 一略一</p> <p>5 砂防設備等の災害予防対策</p> <p>(1)～(2) 一略一</p>	保安林の種類	指定面積	保安林の種類	指定面積	水源涵養保安林	318,824	干害防備保安林	4,882	土砂流出防備保安林	81,262	なだれ防止保安林	1,546	土砂崩壊防備保安林	961	落石防止保安林	58	飛砂防備保安林	1,227	魚つき保安林	53	防風保安林	24	保健保安林	3,939	水害防備保安林	7	風致保安林	63	潮害防備保安林	146			施設区分	地区数	山腹崩壊危険地区	546 [91]	崩壊土砂流出危険地区	1,304[148]	計	1,850[239]	<p>4 治山施設等の災害予防対策</p> <p>国及び県は、次により山地、治山の災害予防対策を講じる。</p> <p>(1) 保安林の指定及び整備</p> <p>ア～イ 一略一</p> <p>○ 県内の保安林の種類及び面積（令和5年4月1日現在） 単位：ha</p> <table border="1" data-bbox="1389 1121 2472 1491"> <thead> <tr> <th>保安林の種類</th> <th>指定面積</th> <th>保安林の種類</th> <th>指定面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水源涵養保安林</td> <td>318,824</td> <td>干害防備保安林</td> <td>4,882</td> </tr> <tr> <td>土砂流出防備保安林</td> <td><u>81,261</u></td> <td>なだれ防止保安林</td> <td>1,546</td> </tr> <tr> <td>土砂崩壊防備保安林</td> <td><u>964</u></td> <td>落石防止保安林</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>飛砂防備保安林</td> <td>1,227</td> <td>魚つき保安林</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>防風保安林</td> <td>24</td> <td>保健保安林</td> <td>3,939</td> </tr> <tr> <td>水害防備保安林</td> <td>7</td> <td>風致保安林</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>潮害防備保安林</td> <td>146</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 治山施設の整備</p> <p>ア～ウ 一略一</p> <p>○ 県内の山地災害危険地区（令和5年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1389 1625 1938 1812"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>地区数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td>546 [91]</td> </tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td><u>1,306</u>[148]</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>1,852</u>[239]</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：[ ]内は国有林内で外書き</p> <p>(3)～(4) 一略一</p> <p>5 砂防設備等の災害予防対策</p> <p>(1)～(2) 一略一</p>	保安林の種類	指定面積	保安林の種類	指定面積	水源涵養保安林	318,824	干害防備保安林	4,882	土砂流出防備保安林	<u>81,261</u>	なだれ防止保安林	1,546	土砂崩壊防備保安林	<u>964</u>	落石防止保安林	58	飛砂防備保安林	1,227	魚つき保安林	53	防風保安林	24	保健保安林	3,939	水害防備保安林	7	風致保安林	63	潮害防備保安林	146			施設区分	地区数	山腹崩壊危険地区	546 [91]	崩壊土砂流出危険地区	<u>1,306</u> [148]	計	<u>1,852</u> [239]	<p>数値を更新</p> <p>数値を更新</p>
保安林の種類	指定面積	保安林の種類	指定面積																																																																															
水源涵養保安林	318,824	干害防備保安林	4,882																																																																															
土砂流出防備保安林	81,262	なだれ防止保安林	1,546																																																																															
土砂崩壊防備保安林	961	落石防止保安林	58																																																																															
飛砂防備保安林	1,227	魚つき保安林	53																																																																															
防風保安林	24	保健保安林	3,939																																																																															
水害防備保安林	7	風致保安林	63																																																																															
潮害防備保安林	146																																																																																	
施設区分	地区数																																																																																	
山腹崩壊危険地区	546 [91]																																																																																	
崩壊土砂流出危険地区	1,304[148]																																																																																	
計	1,850[239]																																																																																	
保安林の種類	指定面積	保安林の種類	指定面積																																																																															
水源涵養保安林	318,824	干害防備保安林	4,882																																																																															
土砂流出防備保安林	<u>81,261</u>	なだれ防止保安林	1,546																																																																															
土砂崩壊防備保安林	<u>964</u>	落石防止保安林	58																																																																															
飛砂防備保安林	1,227	魚つき保安林	53																																																																															
防風保安林	24	保健保安林	3,939																																																																															
水害防備保安林	7	風致保安林	63																																																																															
潮害防備保安林	146																																																																																	
施設区分	地区数																																																																																	
山腹崩壊危険地区	546 [91]																																																																																	
崩壊土砂流出危険地区	<u>1,306</u> [148]																																																																																	
計	<u>1,852</u> [239]																																																																																	

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																																						
<p>(3) 地すべり防止施設の整備 ア～イ ー略ー</p> <p>○ 県内の地すべり危険箇所及び防止施設の整備状況 (令和4年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="189 310 1163 558"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>危険箇所数</th> <th>法指定箇所数</th> <th>概成箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>230</td> <td>99</td> <td>72(3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林水産省</td> <td>農林振興局</td> <td>41</td> <td>31(1)</td> </tr> <tr> <td>林野庁</td> <td>86</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>612</td> <td>226</td> <td>174(4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：( ) は直轄分で内数、[ ]内は国有林内で外書き</p>	種別	危険箇所数	法指定箇所数	概成箇所数	国土交通省	230	99	72(3)	農林水産省	農林振興局	41	31(1)	林野庁	86	71	合計	612	226	174(4)	<p>(3) 地すべり防止施設の整備 ア～イ ー略ー</p> <p>○ 県内の地すべり危険箇所及び防止施設の整備状況 (令和5年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1389 310 2362 558"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>危険箇所数</th> <th>法指定箇所数</th> <th>概成箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>230</td> <td>99</td> <td>72(3)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林水産省</td> <td>農林振興局</td> <td>41</td> <td>31(1)</td> </tr> <tr> <td>林野庁</td> <td>86</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>612</td> <td>226</td> <td>174(4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：( ) は直轄分で内数、[ ]内は国有林内で外書き</p>	種別	危険箇所数	法指定箇所数	概成箇所数	国土交通省	230	99	72(3)	農林水産省	農林振興局	41	31(1)	林野庁	86	71	合計	612	226	174(4)	<p>数値を更新</p>
種別	危険箇所数	法指定箇所数	概成箇所数																																					
国土交通省	230	99	72(3)																																					
農林水産省	農林振興局	41	31(1)																																					
	林野庁	86	71																																					
合計	612	226	174(4)																																					
種別	危険箇所数	法指定箇所数	概成箇所数																																					
国土交通省	230	99	72(3)																																					
農林水産省	農林振興局	41	31(1)																																					
	林野庁	86	71																																					
合計	612	226	174(4)																																					
<p>&lt;P139 第2編第18章4節 農地・農業用施設災害予防計画&gt;</p> <p>1～6 ー略ー</p> <p>7 ため池施設の災害予防対策</p> <p>国、県及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、防災重点農業用ため池という）について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。</p> <p>ー略ー</p> <p>○ 農業用ため池の耐震整備状況 (令和4年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="103 984 1252 1171"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ため池数 ①</th> <th rowspan="2">①のうち、 防災重点ため池 ②</th> <th colspan="3">②の耐震整備状況</th> </tr> <tr> <th>整備済み</th> <th>整備中</th> <th>整備が必要または耐震点検未実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,093</td> <td>370</td> <td>37</td> <td>35</td> <td>298</td> </tr> </tbody> </table>	ため池数 ①	①のうち、 防災重点ため池 ②	②の耐震整備状況			整備済み	整備中	整備が必要または耐震点検未実施	1,093	370	37	35	298	<p>1～6 ー略ー</p> <p>7 ため池施設の災害予防対策</p> <p>国、県及び市町村は、<b>豪雨や</b>地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、防災重点農業用ため池という）について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。</p> <p>ー略ー</p> <p>○ <u>防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画 (令和6年1月1日現在)</u></p> <table border="1" data-bbox="1305 984 2481 1171"> <thead> <tr> <th rowspan="2"><u>ため池数 ①</u></th> <th rowspan="2"><u>①のうち、 防災重点農業用ため池数 ②</u></th> <th colspan="2"><u>②に係る防災工事等の計画(令和12年度まで)</u></th> </tr> <tr> <th><u>防災工事 計画箇所数</u></th> <th><u>廃止工事 計画箇所数</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1,080</u></td> <td><u>359</u></td> <td><u>63</u></td> <td><u>50</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>ため池数 ①</u>	<u>①のうち、 防災重点農業用ため池数 ②</u>	<u>②に係る防災工事等の計画(令和12年度まで)</u>		<u>防災工事 計画箇所数</u>	<u>廃止工事 計画箇所数</u>	<u>1,080</u>	<u>359</u>	<u>63</u>	<u>50</u>	<p>◆防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画の更新に伴う見直し</p>															
ため池数 ①			①のうち、 防災重点ため池 ②	②の耐震整備状況																																				
	整備済み	整備中		整備が必要または耐震点検未実施																																				
1,093	370	37	35	298																																				
<u>ため池数 ①</u>	<u>①のうち、 防災重点農業用ため池数 ②</u>	<u>②に係る防災工事等の計画(令和12年度まで)</u>																																						
		<u>防災工事 計画箇所数</u>	<u>廃止工事 計画箇所数</u>																																					
<u>1,080</u>	<u>359</u>	<u>63</u>	<u>50</u>																																					
<p>&lt;P149 第2編第18章第8節 電気通信施設災害予防計画&gt;</p> <p>1～3 ー略ー</p> <p>4 広報活動</p> <p>平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</p> <p>地震災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況及び災害用伝言ダイヤル提供状況について、地域住民や県民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。</p>	<p>1～3 ー略ー</p> <p>4 広報活動</p> <p>平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</p> <p>地震災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況・<u>見通し</u>及び災害用伝言ダイヤル提供状況について、地域住民や県民等に対して<u>わかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）</u>するとともに、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>																																						
<p>&lt;P158 第2編第18章第11節 工業用水道施設災害予防計画&gt;</p> <p>1～4 ー略ー</p> <p>5 工業用水道施設の災害予防対策</p> <p>工業用水道事業者は、次により工業用水道施設の耐震対策を推進する。</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 耐震化及び液状化対策の推進</p> <p>耐震性総合調査の結果及び施設の優先順位等から総合的に判断し、計画的に耐震化を推進する。特に、軟弱地盤などの液状化しやすい地盤に埋設されている配管及び石綿管については、耐震</p>	<p>1～4 ー略ー</p> <p>5 工業用水道施設の災害予防対策</p> <p>工業用水道事業者は、次により工業用水道施設の耐震対策を推進する。</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 耐震化及び液状化対策の推進</p> <p>耐震性総合調査の結果及び施設の優先順位等から総合的に判断し、計画的に耐震化を推進する。特に、軟弱地盤などの液状化しやすい地盤に埋設されている配管及び石綿管については、耐震</p>																																							

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																																
<p>性の高い管種に置き換えるよう、計画的な整備に努める。</p> <p>○県内工業用水道施設の概要（令和2年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="160 268 831 590"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>施設名</th> <th>給水能力 (m<sup>3</sup>/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">山形県企業局</td> <td>酒田工業用水道</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>八幡原工業用水道</td> <td>14,700</td> </tr> <tr> <td>福田工業用水道</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>東根市</td> <td>東根大森工業用水道</td> <td>10,600</td> </tr> <tr> <td>小国町</td> <td>小国町工業用水道</td> <td>6,510</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	施設名	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	山形県企業局	酒田工業用水道	75,000	八幡原工業用水道	14,700	福田工業用水道	2,800	東根市	東根大森工業用水道	10,600	小国町	小国町工業用水道	6,510	<p>性の高い管種に置き換えるよう、計画的な整備に努める。</p> <p>○県内工業用水道施設の概要（令和5年4月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1359 268 2030 590"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>施設名</th> <th>給水能力 (m<sup>3</sup>/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">山形県企業局</td> <td>酒田工業用水道</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>八幡原工業用水道</td> <td>14,700</td> </tr> <tr> <td>福田工業用水道</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>東根市</td> <td>東根大森工業用水道</td> <td>10,600</td> </tr> <tr> <td>小国町</td> <td>小国町工業用水道</td> <td>6,510</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	施設名	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	山形県企業局	酒田工業用水道	75,000	八幡原工業用水道	14,700	福田工業用水道	2,800	東根市	東根大森工業用水道	10,600	小国町	小国町工業用水道	6,510	<p>◆データの時点修正</p>
事業者	施設名	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)																																
山形県企業局	酒田工業用水道	75,000																																
	八幡原工業用水道	14,700																																
	福田工業用水道	2,800																																
東根市	東根大森工業用水道	10,600																																
小国町	小国町工業用水道	6,510																																
事業者	施設名	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)																																
山形県企業局	酒田工業用水道	75,000																																
	八幡原工業用水道	14,700																																
	福田工業用水道	2,800																																
東根市	東根大森工業用水道	10,600																																
小国町	小国町工業用水道	6,510																																
<p>&lt;P163 第2編第18章第12節 危険物等施設災害予防計画&gt;</p> <p>1～8 一略一</p> <p>9 放射線使用施設の安全対策</p> <p>国は、放射線使用事業所に対し、地震等による災害発生時における措置を放射線障害予防規程に定める等、法令に基づき放射線使用施設を適正に維持管理するよう指導することとされている。</p> <p>県は、医療法に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に係る規定を遵守するよう指導するとともに、施設管理者に対し、空間放射線量の増加並びに空気及び水中での放射能又は化学薬品等による人的災害の防止のため、次の措置を講じるよう指導する。</p>	<p>1～8 一略一</p> <p>9 放射線使用施設の安全対策</p> <p>国は、放射線使用事業所に対し、地震等による災害発生時における措置を放射線障害予防規程に定める等、法令に基づき放射線使用施設を適正に維持管理するよう指導することとされている。</p> <p>県は、医療法に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に係る規定を遵守するよう指導するとともに、施設管理者に対し、<u>空間放射線量率</u>の増加並びに空気及び水中での放射能又は化学薬品等による人的災害の防止のため、次の措置を講じるよう指導する。</p>	<p>◆表現の適正化</p>																																



現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>&lt;P173 第2編第21章 要配慮者の安全確保計画&gt;</p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 在宅の要配慮者対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者支援体制の確立</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 避難行動要支援者情報の把握・共有</p> <p>(ア)～(イ) ー略ー</p> <p>(ウ) 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>(エ) ー略ー</p> <p>(オ) 市町村は、市町村防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>(カ) ー略ー</p> <p>(キ) (新設)</p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p> <p>(ア)～(ウ) ー略ー</p> <p>(新設)</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 在宅の要配慮者対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者支援体制の確立</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 避難行動要支援者情報の把握・共有</p> <p>(ア)～(イ) ー略ー</p> <p>(ウ) 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。<u>この場合、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。</u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>(エ) ー略ー</p> <p>(オ) 市町村は、市町村防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>(カ) ー略ー</p> <p>(キ) <u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p> <p>(ア)～(ウ) ー略ー</p> <p><u>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。また、国(気象庁)は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援する。</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>&lt;P183 第3編第1章第1節 災害対策本部&gt;</p> <p>1 計画の概要</p> <p>地震により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策を強力に推進するため設置される県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営等並びに防災関係機関の活動体制について定める。</p> <p>(注) この章で「部局等」とは、県の知事部局に属する各部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>2 県災害対策本部組織図</p> <p>(※)放射線対策班は、原子力災害発生時のみ</p>	<p>1 計画の概要</p> <p>地震により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策を強力に推進するため設置される県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営等並びに防災関係機関の活動体制について定める。</p> <p>(注) この章で「部局等」とは、県の知事部局に属する各部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育局、警察本部、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局をいう。</p> <p>2 県災害対策本部組織図</p> <p>(※)放射線対策班は、原子力災害発生時のみ</p>	<p>◆表現の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3編第1章第3節の2に同じ</li> <li>・令和5年度組織改編</li> </ul>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>&lt;P193 第3編第1章第2節 職員の動員配備体制&gt; 災害時における職員の動員配備体制「令和3年8月」</p> <p>&lt;P194 第3編第1章第3節 広域応援計画&gt; 1 計画の概要 地震・津波による大規模災害発生時に、被災していない都道府県、市町村及び民間団体等の協力を得て、県内での災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、防災関係機関等が実施する広域応援について定める。</p> <p>2 広域応援計画フロー ー略ー</p> <p>3 被災市町村による広域応援要請 (1) 県に対する要請 ア 被災市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。 なお、知事は、被災状況により被災市町村長が応援要請ができないと判断される場合、要請を待つことなく応援するものとする。 県は、県内で災害が発生した場合で、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になったときは、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。</p> <p>(イ) 連絡先及び方法 防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（防災行政無線、電話を含む）又は文書（ファクシミリを含む。）により連絡、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。</p> <p>a 応援要請事項 (a) 応援を必要とする理由 (b) 応援を必要とする場所 (c) 応援を必要とする期間 (d) その他応援に関し必要な事項</p> <p>b 応急措置要請事項 (a) 応急措置の内容 (b) 応急措置の実施場所 (c) その他応急措置の実施に関し必要な事項</p> <p>(イ) 知事は、被災市町村長から応援の要請等を受けた場合は、県が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力する。</p>	<p>災害時における職員の動員配備体制「令和5年4月」</p> <p>&lt;P194 第3編第1章第3節 <u>県内被災地における</u>広域応援・<u>受援</u>計画&gt; 1 計画の概要 地震・津波による大規模災害発生時に、被災していない都道府県、市町村及び民間団体等の協力を得て、県内での災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、防災関係機関等が実施する広域応援・<u>受援</u>について定める。</p> <p>2 広域応援・<u>受援</u>計画フロー ー略ー</p> <p>3 被災市町村による広域応援要請 (1) 県に対する要請 ア 被災市町村長は、<u>災害応急対策措置</u>を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。 なお、知事は、被災状況により被災市町村長が応援要請ができないと判断される場合、要請を待つことなく応援するものとする。 県は、県内で災害が発生した場合で、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になったときは、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部 <u>又は</u>一部を、当該市町村に代わって行う。</p> <p>(イ) 連絡先及び方法 防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（防災行政無線、電話を含む）又は文書（ファクシミリを含む。）により連絡、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。</p> <p>a 応援要請事項 (a) 応援を必要とする理由 <u>(b) 応援を求める職種別人員、車両、資機材及び物資等</u> <del>(c)</del> 応援を必要とする場所 <del>(d)</del> 応援を必要とする期間 <del>(e)</del> その他応援に関し必要な事項</p> <p>b 応急措置要請事項 (a) 応急措置の内容 (b) 応急措置の実施場所 (c) その他応急措置の実施に関し必要な事項</p> <p>(イ) 知事は、被災市町村長から応援の要請等を受けた場合は、県が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力する。</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化 ・受援を含めた計画であることを明確化 ・「応急措置」には物資等の供給及び運送が含まれないため、適切な表現に修正（「災害応急対策」（災害対策基本法第50条～第86条の18）に、「応急措置」（第62条～第86条の5）が含まれており、物的支援を含めた表現となる）</p> <p>◆表現の適正化 ・物資等の供給及び運送を含めた表現に修正</p>



現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>イ 被災市町村長は、応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る。）からの職員派遣のあっせんを要請する。</p> <p>(ア) 派遣を要請する理由 (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員 (ウ) 派遣を必要とする期間 (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (オ) その他職員の派遣について必要な事項</p> <p>(2) 市町村に対する要請</p> <p>ア 被災市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形縣市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告するものとする。</p> <p>イ アの応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。</p> <p>なお、応援を要請された市町村長は、県が必要により行う市町村間の調整に留意して、必要な応援を行う。</p> <p>ウ 各市町村長は、市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。</p> <p>(3)～(6) ー略ー</p> <p>4 県の応援要請</p> <p>(1) 他の市町村への応援指示</p> <p>ア 知事は、被災市町村が応急措置を的確かつ円滑に実施できるよう、特に必要があると認める場合は、他の市町村長に対し次の事項を示して、当該地の市町村が行う災害応急対策の実施状況等を勘案しながら、被災市町村を応援するよう必要な指示又は調整を行う。</p> <p>(ア) 応援を求める理由 (イ) 応援を求める職種別人員、車両、資機材及び物資等 (ウ) 応援を求める場所 (エ) 応援を求める期間 (オ) その他応援に関し必要な事項</p> <p>(2)～(5) ー略ー</p> <p>(6) 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対する応急措置の要請</p> <p>ア～ウ ー略ー</p> <p>エ 国は、被災により港湾管理者からの要請があった場合には、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施する。</p> <p>(7)～(11) ー略ー</p> <p>5～7 ー略ー</p> <p>8 消防の広域応援 ー略ー</p>	<p>イ 被災市町村長は、<b>災害</b>応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る。）からの職員派遣のあっせんを要請する。</p> <p>(ア) 派遣を要請する理由 (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員 (ウ) 派遣を必要とする期間 (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (オ) その他職員の派遣について必要な事項</p> <p>(2) 市町村に対する要請</p> <p>ア 被災市町村長は、<b>災害</b>応急<b>対策措置</b>を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形縣市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告するものとする。</p> <p>イ アの応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。</p> <p>なお、応援を要請された市町村長は、県が必要により行う市町村間の調整に留意して、必要な応援を行う。</p> <p>ウ 各市町村長は、市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。</p> <p>(3)～(6) ー略ー</p> <p>4 県の応援要請</p> <p>(1) 他の市町村への応援指示</p> <p>ア 知事は、被災市町村が<b>災害</b>応急<b>対策措置</b>を的確かつ円滑に実施できるよう、特に必要があると認める場合は、他の市町村長に対し次の事項を示して、当該地の市町村が行う災害応急対策の実施状況等を勘案しながら、被災市町村を応援するよう必要な指示又は調整を行う。</p> <p>(ア) 応援を求める理由 (イ) 応援を求める職種別人員、車両、資機材及び物資等 (ウ) 応援を求める場所 (エ) 応援を求める期間 (オ) その他応援に関し必要な事項</p> <p>(2)～(5) ー略ー</p> <p>(6) 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対する応急措置の要請</p> <p>ア～ウ ー略ー</p> <p>エ 国は、<b>非常災害等の発生被災</b>により<b>港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合</b><b>において、</b>港湾管理者からの要請があった<b>とき場合</b>には、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。</p> <p>(7)～(11) ー略ー</p> <p>5～7 ー略ー</p> <p>8 消防の広域応援・<b>受援</b> ー略ー</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p>



現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>9 広域応援・受援体制</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、相互応援協定により、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。</p> <p>県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p>	<p>9 広域応援・受援体制</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、相互応援協定により、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。</p> <p>県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p><u>県は、応援職員及び支援物資等を迅速かつ円滑に受け入れるため、防災関係機関と連携しながら、あらかじめ定めた「山形県災害時広域受援マニュアル」に従って対応する。</u></p>	<p>・受援を含めた体制であることを明確化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>・「受援マニュアル」を「広域支援マニュアル」と同様に地域防災計画に位置付け</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>&lt;P202 第3編第1章第3節の2 被災県等への広域応援計画&gt;</p> <p>1 計画の概要 他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模な地震発生時に、迅速かつ的確な広域応援を行うため、他県等への広域応援について定める。</p> <p>2 被災県等への広域応援計画フロー —略—</p> <p>3 広域応援体制 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関に対して応援を行うことができるよう、応援先の指定、応援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。</p> <p>4 被災した他県等への広域応援活動 県及び市町村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ定めた応援・受援体制又は関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。また、県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。 県及び市町村、防災関係機関は、国と密接に連携しながら、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。また、災害応急対策のため被災地に派遣された職員は、相互に連携して活動するものとする。</p> <p>(1) 県の対応 ア 被災した他県等からの要請を受け、県内市町村に対し、他県等への応援要請を行う。 イ 県は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため、防災関係機関と連携しながら、あらかじめ定めた「山形県広域支援対策活動マニュアル」に従って対応する。 ウ 総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、必要に応じて応援職員を派遣する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>(2) 市町村の対応 市町村は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため、マニュアルを定め、応援要請があった際には、迅速に応援活動を行う。</p>	<p>&lt;P202 第3編第1章第3節の2 被災県等への<b>広域</b>応援計画&gt;</p> <p>1 計画の概要 他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模な地震発生時に、迅速かつ的確な<b>広域</b>応援を行うため、他県等への<b>広域</b>応援について定める。</p> <p>2 被災県等への<b>広域</b>応援計画フロー —略—</p> <p>3 <b>広域</b>応援体制 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関に対して応援を行うことができるよう、応援先の指定、応援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の<b>広域</b>応援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。</p> <p>4 被災した他県等への<b>広域</b>応援活動 県及び市町村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ定めた応援・受援体制又は関係地方公共団体により締結された<b>広域</b>応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。また、県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。 県及び市町村、防災関係機関は、国と密接に連携しながら、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。また、災害応急対策のため被災地に派遣された職員は、相互に連携して活動するものとする。</p> <p>(1) 県の対応 ア 被災した他県等からの要請を受け、県内市町村に対し、他県等への応援要請を行う。 イ 県は、被災した他県等への<b>広域</b>応援活動を円滑に実施するため、防災関係機関と連携しながら、あらかじめ定めた「山形県広域支援対策活動マニュアル」に従って対応する。 ウ 総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、必要に応じて応援職員を派遣する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>(2) 市町村の対応 市町村は、被災した他県等への<b>広域</b>応援活動を円滑に実施するため、マニュアルを定め、応援要請があった際には、迅速に応援活動を行う。</p>	<p>◆表現の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年3月の「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」から「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援ガイドライン」への改称と、東北各県の地域防災計画の表現に合わせた修正</li> </ul>

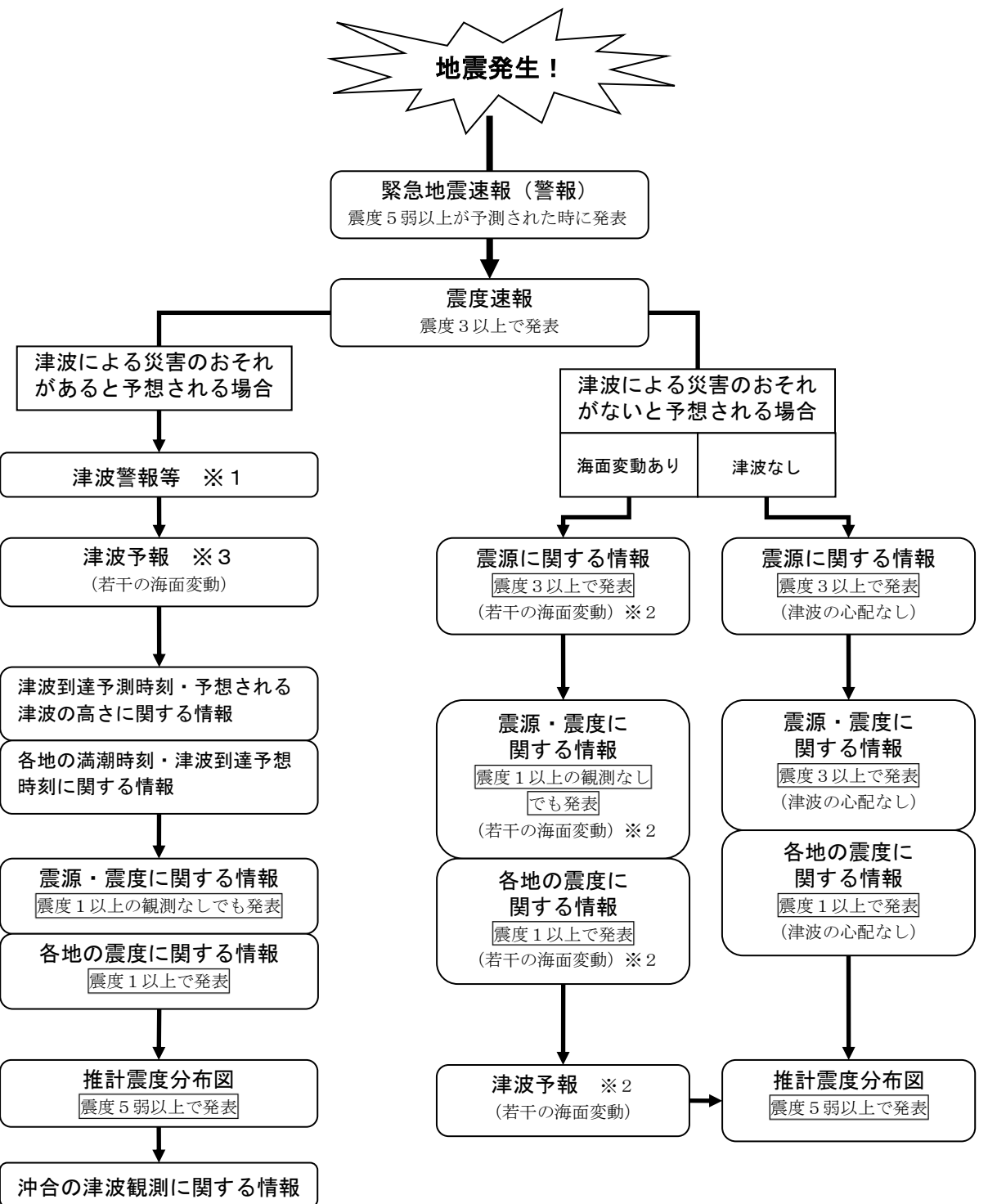
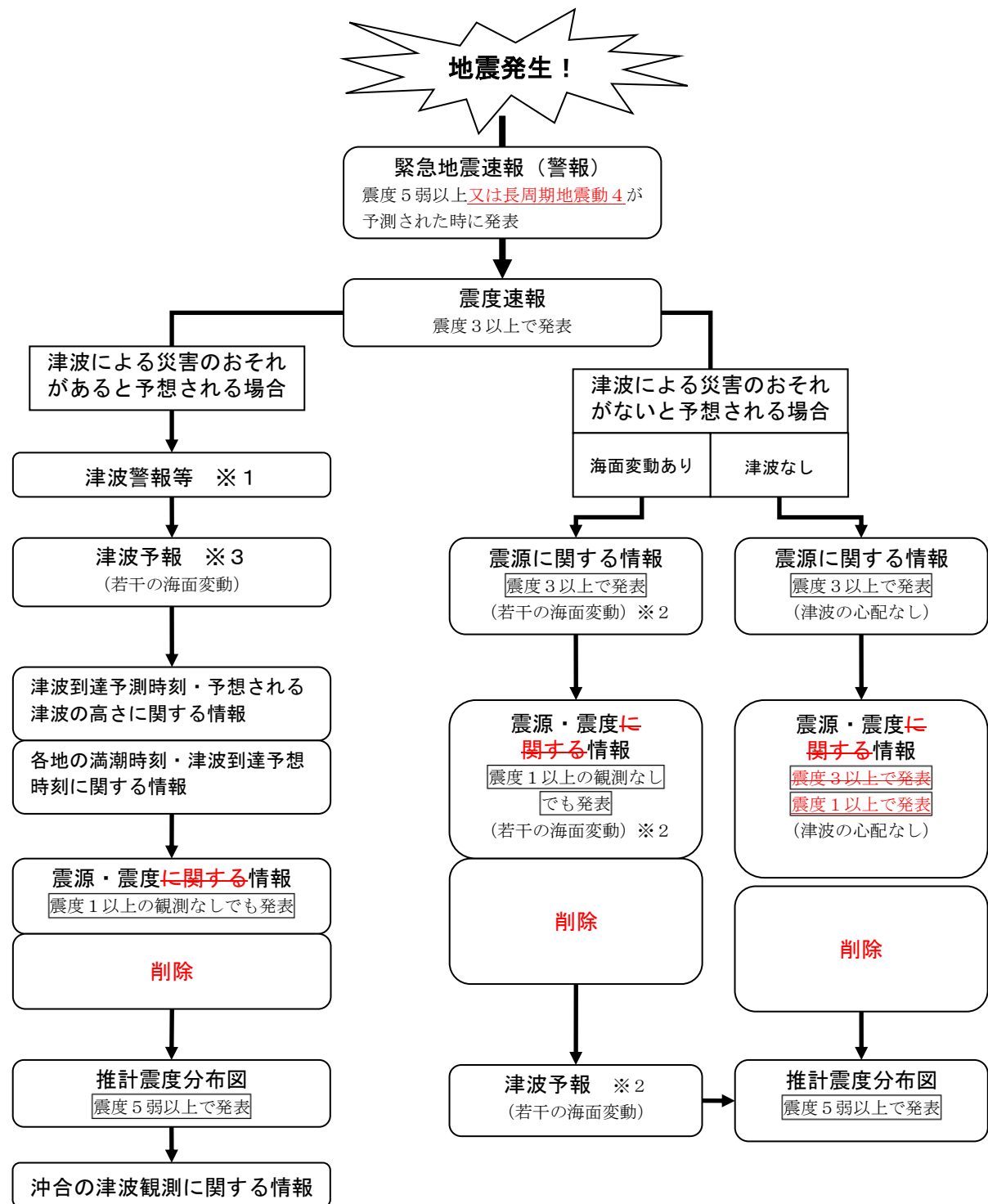
現 行 計 画 (R4.12月修正)				修 正 案				修正理由等		
<p>&lt;P218 第3編第2章第2節 津波警報・地震情報等伝達計画&gt;</p> <p>1 一略一</p> <p>2 津波警報等、地震・津波情報及び津波予報</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。</p> <p>市町村は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。</p> <p>なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置づけられる。</p> <p>一略一</p> <p>(3) 津波警報等の種類</p> <p>一略一</p> <p>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p>				<p>1 一略一</p> <p>2 津波警報等、地震・津波情報及び津波予報</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。</p> <p>市町村は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。</p> <p>なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>一略一</p> <p>(3) 津波警報等の種類</p> <p>一略一</p> <p>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p>				<p>◆表現の適正化</p> <p>※緊急地震速報の発表基準への長周期地震動階級の追加</p>		
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表				数値での発表 (津波の高さの予想の区分)		巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)		巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)					10m (5m<予想高さ≤10m)			
		5m (3m<予想高さ≤5m)					5m (3m<予想高さ≤5m)			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波によ	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので	
								◆表現の適正化		
								◆表現の適正化 0.2m「以上」のため、記号を修正		



現 行 計 画 (R4.12月修正)				修 正 案				修正理由等
	のおそれがある場合		行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。		る災害のおそれがある場合		行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	◆表現の適正化
※大津波警報は特別警報に位置付けられている。 －略－ (4)～(5) －略－ (6) 地震情報の種類と発表基準及び内容				※大津波警報は特別警報に位置付けられている。 －略－ (4)～(5) －略－ (6) 地震情報の種類と発表基準及び内容				
地震情報の種類	発表基準	内 容		地震情報の種類	発表基準	内 容		
－略－				－略－				
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。		震源・震度に関する情報	<del>以下のいずれかを満たした場合</del> ・震度 <del>1-3</del> 以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時される場合 ・緊急地震速報（警報）発表時を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 <u>震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した</u> 地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・ <u>地名</u> を発表。		
各地の震度に関する情報	・震度1以上	－略－		(削除)				
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。 ※（参考）令和4年度後半からは、250m四方ごとの推計に高度化予定。		推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <del>250m四方</del> 4km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。 <del>※（参考）令和4年度後半からは、250m四方ごとの推計に高度化予定。</del>		
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	－略－		長周期地震動に関する観測情報	・ <u>震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</u>	<u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。</u>		
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。		遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を <u>地震発生から</u> 概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表*。 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。</u>		
－略－				－略－				



現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>&lt;P225 第3編第2章第2節 津波警報・地震情報等伝達計画&gt;</p> <p>1～2 一略一</p> <p>3 津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の伝達 一略一</p> <p style="text-align: center;">津波警報、地震情報及び津波予報の伝達経路図</p> <p>注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路</p>	<p>1～2 一略一</p> <p>3 津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の伝達 一略一</p> <p style="text-align: center;">津波警報、地震情報及び津波予報の伝達経路図</p> <p>注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路</p>	<p>◆組織改編</p> <p>交番・駐在所⇒住民 の矢印の削除</p> <p>◆計画本文 p224 との整合、山形県警察災害警備実施計画との整合</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p data-bbox="103 231 875 262">&lt;P226 第3編第2章第2節 津波警報・地震情報等伝達計画&gt;</p> <p data-bbox="311 268 1068 304">津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の発表の流れ</p>  <p data-bbox="638 1711 1231 1890">           ※1 津波警報等を震度速報より早く発表する場合あり。            ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。            ※3 津波警報等を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。         </p>	<p data-bbox="1513 268 2270 304">津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の発表の流れ</p>  <p data-bbox="1825 1711 2418 1890">           ※1 津波警報等を震度速報より早く発表する場合あり。            ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。            ※3 津波警報等を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。         </p>	<p data-bbox="2507 535 2700 577">◆表現の適正化</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等												
<p>&lt;P226 第3編第2章第2節 津波警報・地震情報等伝達計画&gt;</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の発表の流れの図の後に挿入)</p> <p><u>地震活動に関する解説資料等</u></p> <p><u>地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。</u></p> <table border="1" data-bbox="1338 447 2490 1892"> <thead> <tr> <th data-bbox="1338 447 1673 491">解説資料等の種類</th> <th data-bbox="1673 447 2065 491">発表基準</th> <th data-bbox="2065 447 2490 491">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1338 491 1673 867"><u>地震解説資料(速報版)</u></td> <td data-bbox="1673 491 2065 867"> <u>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</u>  <u>・津波警報等発表時(遠地地震による発表時除く)</u>  <u>・山形県内で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</u> </td> <td data-bbox="2065 491 2490 867"> <u>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 867 1673 1696"><u>地震解説資料(全国詳細版・地域詳細版)</u></td> <td data-bbox="1673 867 2065 1696"> <u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u>  <u>・津波警報等発表時</u>  <u>・山形県内で震度5弱以上を観測</u>  <u>・社会的に関心の高い地震が発生</u> </td> <td data-bbox="2065 867 2490 1696"> <u>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</u>  <u>・地震解説資料(全国詳細版)</u>  <u>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u>  <u>・地震解説資料(地域詳細版)</u>  <u>地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1338 1696 1673 1892"><u>月間地震概況</u></td> <td data-bbox="1673 1696 2065 1892"> <u>・定期(毎月)</u> </td> <td data-bbox="2065 1696 2490 1892"> <u>地震・津波防災に係る活動を支援するために、山形県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内容	<u>地震解説資料(速報版)</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</u> <u>・津波警報等発表時(遠地地震による発表時除く)</u> <u>・山形県内で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</u>	<u>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</u>	<u>地震解説資料(全国詳細版・地域詳細版)</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> <u>・津波警報等発表時</u> <u>・山形県内で震度5弱以上を観測</u> <u>・社会的に関心の高い地震が発生</u>	<u>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</u> <u>・地震解説資料(全国詳細版)</u> <u>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u> <u>・地震解説資料(地域詳細版)</u> <u>地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。</u>	<u>月間地震概況</u>	<u>・定期(毎月)</u>	<u>地震・津波防災に係る活動を支援するために、山形県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</u>	<p>◆地震活動に関する解説資料について追記</p>
解説資料等の種類	発表基準	内容												
<u>地震解説資料(速報版)</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</u> <u>・津波警報等発表時(遠地地震による発表時除く)</u> <u>・山形県内で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</u>	<u>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</u>												
<u>地震解説資料(全国詳細版・地域詳細版)</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> <u>・津波警報等発表時</u> <u>・山形県内で震度5弱以上を観測</u> <u>・社会的に関心の高い地震が発生</u>	<u>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</u> <u>・地震解説資料(全国詳細版)</u> <u>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u> <u>・地震解説資料(地域詳細版)</u> <u>地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。</u>												
<u>月間地震概況</u>	<u>・定期(毎月)</u>	<u>地震・津波防災に係る活動を支援するために、山形県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</u>												

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>&lt;P234 第3編第2章第4節 広報計画&gt;</p> <p>1～3 ー略ー</p> <p>4 広報活動における各機関の役割分担</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 警察</p> <p>ア 役割 被災者及び被災地の関係者に対する情報提供を行う。</p> <p>イ 手段</p> <p>(ア) パトロールカーによる広報</p> <p>(イ) 報道機関への報道依頼 (必要により県を通じて報道依頼)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 項目</p> <p>(ア) 被災者に関する情報</p> <p>(イ) 安否情報</p> <p>(ウ) 通行の可否、交通規制及び渋滞等の交通情報</p> <p>(6) ー略ー</p> <p>5～6 ー略ー</p> <p>7 地震発生後の各段階における広報</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 災害応急対策初動期 (地震発生後概ね2日以内)</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 県警察の広報事項</p> <p>(ア) 住民に対する避難指示等</p> <p>(イ) 安否情報</p> <p>(ウ) 被災者に関する情報</p> <p>(エ) 交通規制に関する情報</p>	<p>1～3 ー略ー</p> <p>4 広報活動における各機関の役割分担</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 警察</p> <p>ア 役割 被災者及び被災地の関係者に対する情報提供を行う。</p> <p>イ 手段</p> <p>(ア) <u>パトロールカーによる広報警察車両の拡声装置</u></p> <p>(イ) <u>報道機関への報道依頼 (必要により県を通じて報道依頼)警察施設の掲示板</u></p> <p>(ウ) <u>広報紙</u></p> <p>(エ) <u>ファックスネットワーク</u></p> <p>(オ) <u>ラジオ</u></p> <p>(カ) <u>インターネットの活用 (県警察ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) 等</u></p> <p>ウ 項目</p> <p>(ア) <u>被災者に関する情報避難等の措置</u></p> <p>(イ) <u>安否情報危険物の安全管理</u></p> <p>(ウ) <u>交通情報 (通行の可否、交通規制及び渋滞等) の交通情報</u></p> <p>(6) ー略ー</p> <p>5～6 ー略ー</p> <p>7 地震発生後の各段階における広報</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 災害応急対策初動期 (地震発生後概ね2日以内)</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 県警察の広報事項</p> <p>(ア) <u>住民に対する避難指示等災害情報</u></p> <p>(イ) <u>安否情報生活関連情報</u></p> <p>(ウ) <u>被災者に関する情報交通情報 (通行の可否、交通規制及び渋滞等)</u></p> <p>(エ) <u>削除</u></p>	<p>◆第5章災害警備計画との整合、山形県警察災害警備実施計画との整合</p> <p>◆災害発生時における情報の公表に関するガイドラインとの整合、山形県警察災害警備実施計画との整合</p> <p>◆4 広報活動における各機関の役割分担との整合、本文との整合、災害発生時における情報の公表に関するガイドラインとの整合、山形県警察災害警備実施計画との整合</p>
<p>&lt;P241 第3編第3章 避難計画&gt;</p> <p>1～3 ー略ー</p> <p>4 行政の避難指示等に基づく避難</p> <p>(1) 危険の覚知及び情報収集</p> <p>ア ー略ー</p> <p>国及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。</p> <p>ー略ー</p>	<p>1～3 ー略ー</p> <p>4 行政の避難指示等に基づく避難</p> <p>(1) 危険の覚知及び情報収集</p> <p>ア ー略ー</p> <p><u>指定行政機関 [国土交通省、気象庁等]、指定地方行政機関</u>及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。</p> <p>ー略ー</p>	<p>◆防災基本計画 (P51) に沿った記載</p>



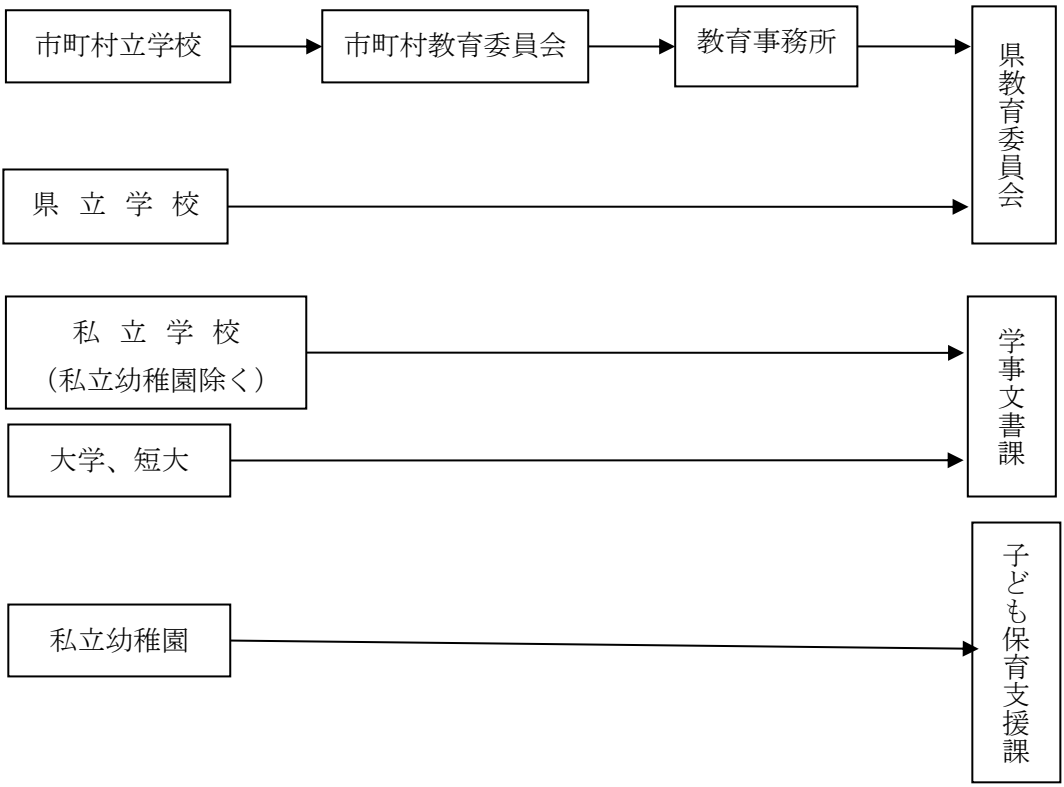
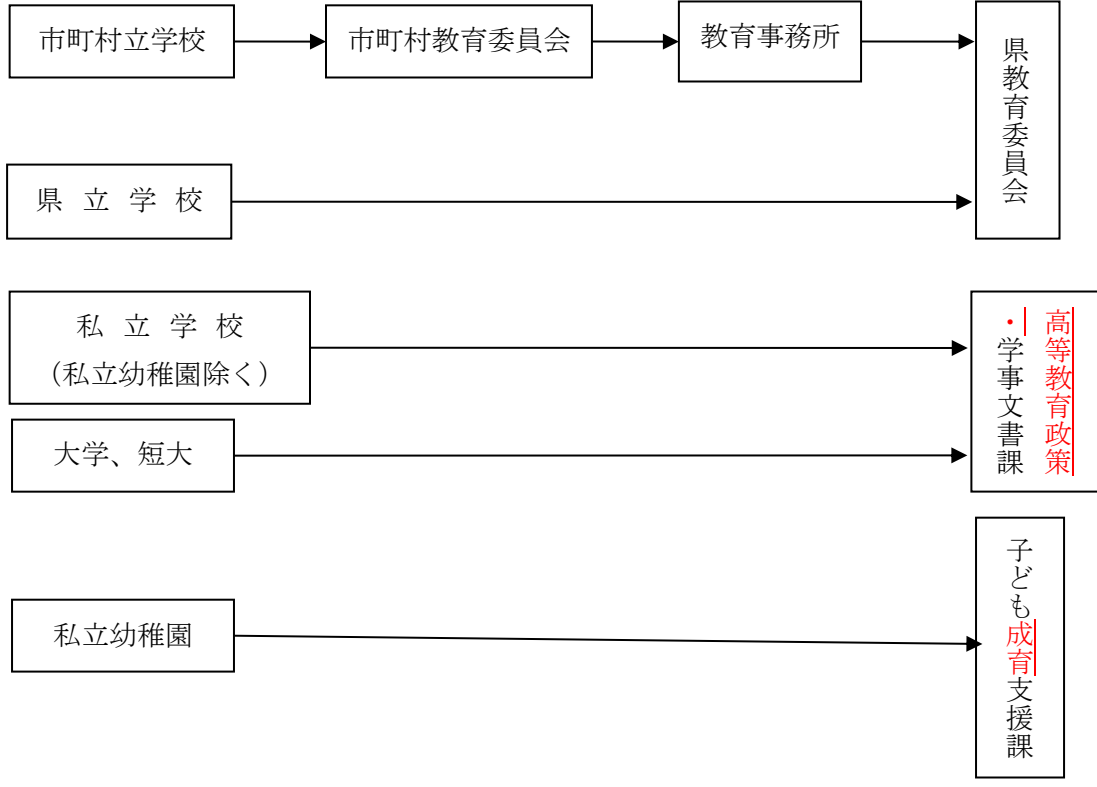
現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>&lt;P250 第3編第4章 避難所運営計画&gt;                      1～5 ー略ー                      6 避難所運営に係る留意点                      (1) 市町村等のとるべき措置                      ア～エ ー略ー                      オ ー略ー                      (ア)～(キ) ー略ー                      (ク) 自治的な運営組織の立上げ支援                      避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(新設)</p>	<p>1～5 ー略ー                      6 避難所運営に係る留意点                      (1) 市町村等のとるべき措置                      ア～エ ー略ー                      オ ー略ー                      (ア)～(キ) ー略ー                      (ク) 自治的な運営組織の立上げ支援                      避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。<u>この場合、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u>  <u>カ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正  ◆防災基本計画の修正</p>
<p>&lt;P257 第3編第6章 海上災害応急計画&gt;                      1～8 ー略ー                      9 防災関係機関との協力・連携                      (1) ー略ー                      (2) 県警察                      ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導又は救助にあたる。                      イ 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。</p> <p>ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示の伝達及び避難誘導にあたる。</p>	<p>1～8 ー略ー                      9 防災関係機関との協力・連携                      (1) ー略ー                      (2) 県警察                      ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導又は救助捜索・救助にあたる。                      イ <del>油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。</del>  <u>地域住民等の避難が行われるときは、関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導その他所要の警察措置を実施する。</u>                      ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示の伝達及び避難誘導にあたる連携し、警察用航空機、警察用船舶等を活用した情報収集や沿岸における警ら活動を通じ、必要な警戒監視を行う。</p>	<p>◆項目の整理及び実態に合わせた修正</p>
<p>&lt;P262 第3編第7章 救助・救急計画&gt;                      1～2 ー略ー                      3 要救助者の通報・捜索                      (1) ー略ー                      (2) 要救助者の捜索                      消防機関、県警察等は、必要に応じ自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の生埋め者を捜索する。                      酒田海上保安部は、船舶の海難や要救助者等が発生した場合は、巡視船艇、航空機により捜索を行う。この際、行方不明者が多数の場合は、必要に応じて県災害対策本部(本部が未設置のときは県防災危機管理課)と調整する。</p>	<p>1～2 ー略ー                      3 要救助者の通報・捜索                      (1) ー略ー                      (2) 要救助者の捜索                      消防機関、県警察等は、必要に応じ自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の生埋め者要救助者を捜索する。                      酒田海上保安部は、船舶の海難や要救助者等が発生した場合は、巡視船艇、航空機により捜索を行う。この際、行方不明者が多数の場合は、必要に応じて県災害対策本部(本部が未設置のときは県防災危機管理課)と調整する。</p>	<p>◆(2)表題との整合</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>&lt;P274 第3編第9章 医療救護計画&gt;</p> <p>1～4 ー略ー</p> <p>5 医療救護活動の実施及び調整</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 医療救護班の派遣</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 県は、DMATによる活動と並行して、また、DMATの活動終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等から派遣される医療チーム等の協力を得て、指定避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。</p>	<p>1～4 ー略ー</p> <p>5 医療救護活動の実施及び調整</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 医療救護班の派遣</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 県は、DMATによる活動と並行して、また、DMATの活動終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<del>日本歯科医師会</del>日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等から派遣される医療チーム等の協力を得て、指定避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>
<p>&lt;P284 第3編第11章第2節 道路交通計画&gt;</p> <p>1～8 ー略ー</p> <p>9 緊急交通路の確保</p> <p>(1) 緊急交通路の設定</p> <p>県公安委員会は県(災害対策本部)との調整のもと、緊急輸送道路やその他の道路の被害状況に応じ、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間を定めて緊急交通路を設定して緊急通行車両以外の車両の通行を規制(禁止又は制限)する。この際、災害応急対策の進捗状況や道路交通の復旧状況等に応じ、随時規制内容を見直す。</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認事務</p> <p>県又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認申請が集中することによる混雑を防止し、円滑な処理を図るため、次により標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行う。</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 事前届出車両</p> <p>確認申請に際し、当該車両に係る事前届出済証等の提示をもって、審査を省略し、優先的に手続きを行う。</p> <p>ウ 当日確認申請される車両</p> <p>確認申請に際し、緊急通行車両として通行しようとする者から、緊急通行車両確認申請書、指定行政機関等が地域防災計画等に基づいて当該車両を使用して行う災害応急対策の業務の内容を証明する書類(輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等)及び自動車検査証の写しを提出させ、審査を行う。</p> <p>(3) 緊急通行車両の想定</p> <p>緊急通行車両の想定は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。</p> <p>ー略ー</p>	<p>1～8 ー略ー</p> <p>9 緊急交通路の確保</p> <p>(1) 緊急交通路の設定</p> <p>県公安委員会は県(災害対策本部)との調整のもと、緊急輸送道路やその他の道路の被害状況に応じ、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間を定めて緊急交通路を設定して緊急通行車両<del>等</del>以外の車両の通行を規制(禁止又は制限)する。この際、災害応急対策の進捗状況や道路交通の復旧状況等に応じ、随時規制内容を見直す。</p> <p>(2) 緊急通行車両<del>等</del>の確認事務</p> <p>県又は県公安委員会は、緊急通行車両<del>等</del>の確認申請が集中することによる混雑を防止し、円滑な処理を図るため、次により標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行う。</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 事前届出車両</p> <p>確認<del>申出申請</del>に際し、当該車両に係る事前届出済証等の提示をもって、審査を省略し、優先的に手続きを行う。</p> <p>ウ 当日確認<del>申出申請</del>される車両</p> <p><del>緊急通行車両</del>確認<del>申出申請</del>に際し、<del>緊急通行車両として通行しようとする者から</del>、緊急通行車両確認<del>申出申請</del>書、指定行政機関等が地域防災計画等に基づいて当該車両を使用して行う災害応急対策の業務の内容を証明する書類(輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等)及び自動車検査証の写しを提出させ、審査を行う。</p> <p><u>また、規制除外車両確認申出に際し、規制除外車両確認申出書、業務内容を証明する書類、自動車検査証の写しを提出させ、審査を行う。</u></p> <p>(3) 緊急通行車両<del>等</del>の<del>想定対象</del></p> <p>緊急通行車両<del>等</del>の<del>想定対象</del>は、<del>被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね</del>以下のとおりとする。</p> <p>ー略ー</p>	<p>◆表現の適正化「緊急通行車両及び規制除外車両」を総称し、「緊急通行車両等」に修正。他の類似箇所についても同様に修正。</p> <p>◆表現の適正化</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>&lt;P286 第3編第11章第3節 鉄道路災害応急計画&gt;</p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 災害対策本部の設置</p> <p>災害が発生し又は発生が予想される場合は、鉄道事業者は、その状況に応じて、次により応急対策及び復旧対策を推進する組織を設置する。</p> <p>(1) 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>ア 仙台支社対策本部</p> <p>(ア) 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。</p> <p>(イ) 副本部長は総務部長及び運輸車両部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。</p> <p>(ウ) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 災害対策本部の設置</p> <p>災害が発生し又は発生が予想される場合は、鉄道事業者は、その状況に応じて、次により応急対策及び復旧対策を推進する組織を設置する。</p> <p>(1) 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>ア <u>東北本部仙台支社</u>対策本部</p> <p>(ア) 本部長は<u>東北本部仙台支社長</u>とし、<u>東北本部仙台支社</u>対策本部の業務を統括する。</p> <p>(イ) 副本部長は<u>企画総務部長</u>及び<u>モビリティサービスユニットリーダー運輸車両部長</u>とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。</p> <p>(ウ) 班長は関係<u>ユニットリーダー部長</u>、本部付は関係<u>マネージャー課長</u>又は担当者とする。</p>	<p>◆組織変更に伴う修正</p>
<p>&lt;P315 第3編第12章第10節 危険物等施設災害応急計画&gt;</p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 共通の災害応急対策</p> <p>(1) 関係機関への通報等</p> <p>危険物等取扱事業所は、地震により被災した場合、消防機関、県警察、市町村及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。</p> <p>県は、事故発生情報及び被害情報等を、適時総務省消防庁に報告するとともに、次の区分により取り扱い規制担当省庁に報告する。</p> <p>ア 火薬類・高圧ガス 経済産業省</p> <p>イ 放射線使用施設 文部科学省、原子力規制庁等</p> <p>ウ 毒劇物施設 厚生労働省</p> <p>ー略ー</p> <p>4 個別の災害応急計画</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 放射線使用施設等</p> <p>地震の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。</p> <p>また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。</p> <p>ア 施設の破壊により放射線源の露出、流出等が発生し又はその危険がある場合は、被害の拡大防止に努めるとともに、消防、県警察、市町村及び県等関係機関や文部科学省に通報する。</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 共通の災害応急対策</p> <p>(1) 関係機関への通報等</p> <p>危険物等取扱事業所は、地震により被災した場合、消防機関、県警察、市町村及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。</p> <p>県は、事故発生情報及び被害情報等を、適時総務省消防庁に報告するとともに、次の区分により取り扱い規制担当省庁に報告する。</p> <p>ア 火薬類・高圧ガス 経済産業省</p> <p>イ 放射線使用施設 <u>原子力規制委員会文部科学省、原子力規制庁等</u></p> <p>ウ 毒劇物施設 厚生労働省</p> <p>ー略ー</p> <p>4 個別の災害応急計画</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 放射線使用施設等</p> <p>地震の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。</p> <p>また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。</p> <p>ア 施設の破壊により放射線源の露出、流出等が発生し又はその危険がある場合は、被害の拡大防止に努めるとともに、消防、県警察、市町村及び県等関係機関や<u>原子力規制委員会文部科学省</u>に通報する。</p>	<p>◆組織改編による修正</p> <p>◆組織改編による修正</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>&lt;P332 第3編第14章第3節 生活必需品等物資供給計画&gt;</p> <p>1～3 ー略ー</p> <p>4 県が行う生活必需品等物資の調達等 ー略ー</p> <p>(1) 調達 ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 県は、本県のみでの対応が困難な場合は、大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づき、近隣県又は全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して広域応援要請を行うとともに、必要に応じて東北経済産業局に対しあっせんを要請する。</p>	<p>1～3 ー略ー</p> <p>4 県が行う生活必需品等物資の調達等 ー略ー</p> <p>(1) 調達 ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 県は、本県のみでの対応が困難な場合は、大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づき、近隣県又は全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して<b>広域</b>応援要請を行うとともに、必要に応じて東北経済産業局に対しあっせんを要請する。</p>	<p>◆表現の適正化</p>
<p>&lt;P339 第3編第14章第5節 廃棄物処理計画&gt;</p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 災害廃棄物処理</p> <p>(1) 災害廃棄物処理計画</p> <p>市町村は、国が定める「災害廃棄物対策指針」(以下「指針」という。)に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 災害廃棄物処理</p> <p>(1) 災害廃棄物処理計画</p> <p>市町村は、国が定める「災害廃棄物対策指針」(以下「指針」という。)に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体<b>や民間事業者等</b>との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>



現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>&lt;P345 第3編第15章 文教施設における災害応急計画&gt;</p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 学校の応急対策</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 被災状況等の報告</p> <p>校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する。</p> <p>&lt;連絡経路&gt;</p> 	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 学校の応急対策</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 被災状況等の報告</p> <p>校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する。</p> <p>&lt;連絡経路&gt;</p> 	<p>◆表現の適正化 令和5年度組織改編</p>
<p>&lt;P352 第3編第17章 応急住宅対策計画&gt;</p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 住宅被災状況等の把握</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 応急仮設住宅の供給能力等についての照会</p> <p>県は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会に対し、応急仮設住宅の供給（建設）能力戸数等について照会する。</p> <p>4 応急仮設住宅の提供</p> <p>県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供し、その円滑な入居の促進に努める。</p> <p>(1) 応急仮設住宅</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 住宅被災状況等の把握</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 応急仮設住宅の供給能力等についての照会</p> <p>県は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、<u>一般社団法人日本木造住宅産業協会、一般社団法人日本ムービングハウス協会</u>、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会に対し、応急仮設住宅の供給（建設）能力戸数等について照会する。</p> <p>4 応急仮設住宅の提供</p> <p>県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供し、その円滑な入居の促進に努める。</p> <p>(1) 応急仮設住宅</p>	<p>◆協定締結団体の追加</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>応急仮設住宅の供給は下記によるものとする。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、被災市町村の住宅事情等により下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。</p> <p>なお、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。</p> <p>① 民間賃貸住宅の借上げ                      ー略ー</p> <p>② 応急仮設住宅の建設                      ア～ウ ー略ー                      エ 応急仮設住宅の建設方法</p> <p>(ア) 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、あらかじめ協定を締結した一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。また、必要に応じ、県内建設業者による建設を要請する。</p> <p>(イ) この場合、建築場所、設置戸数、規格、規模、構造、単価、暑さ・寒さ対策のための必要な装備・備品・什器等の設置、必要に応じたバリアフリー化及びその他必要な要件を協議したうえで建設に着手する。</p> <p>オ～カ ー略ー</p> <p>(2) ー略ー</p> <p>5 被災住宅の応急修理</p> <p>県は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図る。</p> <p>(1) 修理の方針</p> <p>ア 範囲及び費用                      (新設)</p> <p>(ア) 被災住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。</p> <p>(イ) 被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</p> <p>イ 修理の期間</p> <p>(ア) 被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了する。</p> <p>(イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって1か月の期間内に修理を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。</p> <p>(2) ー略ー</p>	<p>応急仮設住宅の供給は下記によるものとする。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、被災市町村の住宅事情等により下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。</p> <p>なお、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における<u>比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害</u>の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。</p> <p>① 民間賃貸住宅の借上げ                      ー略ー</p> <p>② 応急仮設住宅の建設                      ア～ウ ー略ー                      エ 応急仮設住宅の建設方法</p> <p>(ア) 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、あらかじめ協定を締結した一般社団法人プレハブ建築協会<u>及び</u>、一般社団法人全国木造建設事業協会、<u>一般社団法人日本木造住宅産業協会及び一般社団法人日本ムービングハウス協会</u>等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。また、必要に応じ、県内建設業者による建設を要請する。</p> <p>(イ) この場合、建築場所、設置戸数、規格、規模、構造、単価、暑さ・寒さ対策のための必要な装備・備品・什器等の設置、必要に応じたバリアフリー化及びその他必要な要件を協議したうえで建設に着手する。</p> <p>オ～カ ー略ー</p> <p>(2) ー略ー</p> <p>5 被災住宅の応急修理</p> <p>県は、被災した<u>住家住宅の応急修理</u>について、<u>「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」及び居住のため「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」を応急的に補修するに対して行う。</u></p> <p>また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図る。</p> <p>(1) 修理の方針</p> <p>ア 範囲及び費用</p> <p>(ア) <u>「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」は、修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。</u></p> <p>(イ) <u>被災住宅の応急修理の範囲「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分に対し、現物をもって行うものとする。</u></p> <p>(イ) <u>上記(ア)及び(イ)の被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、それぞれ県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u></p> <p>イ 修理の期間</p> <p>(ア) <u>被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、上記、ア(ア)については10日以内、ア(イ)については原則として1か3月以内に完了するものとする。</u></p> <p>(イ) <u>削除</u></p> <p>(2) ー略ー</p>	<p>◆各応急仮設住宅の優先の実情に合わせた記載内容の見直し</p> <p>◆協定締結団体の追加</p> <p>◆山形県災害救助法施行細則の改正による見直し</p>

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>(3) 修理の対象者</p> <p>ア 対象者の範囲</p> <p>被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。</p> <p>(ア) 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。</p> <p>(イ) 自らの資力をもっては、応急修理をすることができない次の者であること。</p> <p>a 生活保護法の被保護者及び要保護者</p> <p>b 特定の資産のない高齢者及び障がい者等</p> <p>c 前各号に準ずる者</p>	<p>(3) 修理の対象者</p> <p>ア 対象者の範囲</p> <p>被災住宅の応急修理の対象となる者は、<u>災害のために住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、次のいずれの事項にも次に該当する者とする。</u></p> <p>(ア) <u>(1)ア(ア)の修理にあつては、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。</u></p> <p>(イ) <u>(1)ア(イ)の修理にあつては、自らの資力をもってはでは、応急修理をすることができない者次の者であること又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</u></p> <p><del>a～c</del> 削除</p>	<p>◆山形県災害救助法施行細則の改正による見直し</p>
<p>&lt;P370 第4編第1章 民生安定化計画&gt;</p> <p>1～2 一略一</p> <p>3 被災者のための相談</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) 被災者台帳の整備</p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>(5) 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は、市町村の活動の支援に努める。</p> <p>4 見舞金等の支給及び生活資金の貸付</p> <p>(1)～(2) 一略一</p> <p>(3) 被災者生活再建支援金</p> <p>一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給す</p>	<p>1～2 一略一</p> <p>3 被災者のための相談</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) 被災者台帳の整備</p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</p> <p>(5) 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。<u>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p><del>また、</del>県は、<u>市町村の災害ケースマネジメントが実効性をもって円滑に行われるよう、市町村の実施体制の整備に向けた活動の支援に努めるものとする。</u></p> <p>4 見舞金等の支給及び生活資金の貸付</p> <p>(1)～(2) 一略一</p> <p>(3) 被災者生活再建支援金</p> <p>一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給す</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>



現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																																																																															
<p>る。市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。</p> <table border="1" data-bbox="151 268 1285 667"> <tr> <td>対象となる 自 然 災 害</td> <td>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="151 667 1285 789"> <tr> <td>根拠法令等</td> <td>1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託） 3 経費負担 被災者生活再建支援法人1/2 国1/2</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="151 789 1285 1075"> <tr> <td>支給対象 世 帯</td> <td>1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 5 <b>（新設）</b></td> </tr> </table> <p>支給限度額</p> <p>支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。）</p> <table border="1" data-bbox="329 1205 753 1444"> <tr> <th colspan="2">1 基礎支援金</th> </tr> <tr> <th>被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> <tr> <td>全壊</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="329 1455 753 1650"> <tr> <th colspan="2">2 加算支援金</th> </tr> <tr> <th>再建方法</th> <th>支給額</th> </tr> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅以外)</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。</p> <table border="1" data-bbox="151 1738 1285 1778"> <tr> <td>窓 口</td> <td>市町村</td> </tr> </table> <p><b>（新設）</b></p>	対象となる 自 然 災 害	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村	根拠法令等	1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託） 3 経費負担 被災者生活再建支援法人1/2 国1/2	支給対象 世 帯	1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 5 <b>（新設）</b>	1 基礎支援金		被害程度	支給額	全壊	100万円	解体	100万円	長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	2 加算支援金		再建方法	支給額	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃借(公営住宅以外)	50万円	窓 口	市町村	<p>る。市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1350 268 2484 667"> <tr> <td>対象となる 自 然 災 害</td> <td>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1350 667 2484 789"> <tr> <td>根拠法令等</td> <td>1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託） 3 経費負担 被災者生活再建支援法人1/2 国1/2</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1350 789 2484 1075"> <tr> <td>支給対象 世 帯</td> <td>1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 5 <u>住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</u></td> </tr> </table> <p>支給限度額</p> <p>支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。）</p> <table border="1" data-bbox="1528 1192 2472 1654"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>(住宅の被害程度)</th> <th colspan="2">(住宅の再建方法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">① 全壊</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸(公営住宅を除く)</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">④ 大規模半壊</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸(公営住宅を除く)</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑤ 中規模半壊</td> <td rowspan="3">二</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸(公営住宅を除く)</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①全壊～④大規模半壊の被害を受けた世帯が一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。</p> <table border="1" data-bbox="1350 1738 2484 1778"> <tr> <td>窓 口</td> <td>市町村</td> </tr> </table> <p><u>県及び市町村は、政府の支援制度の対象とならない災害において、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、山形県・市町村被災者生活再建支援金を支給する。市町村は、山形県・市町村被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請受付及び支援金の支給業務の実施体制の整備等を図る。</u></p>	対象となる 自 然 災 害	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村	根拠法令等	1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託） 3 経費負担 被災者生活再建支援法人1/2 国1/2	支給対象 世 帯	1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 5 <u>住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</u>		基礎支援金	加算支援金		計	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		① 全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃貸(公営住宅を除く)	50万円	150万円	④ 大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃貸(公営住宅を除く)	50万円	100万円	⑤ 中規模半壊	二	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃貸(公営住宅を除く)	25万円	25万円	窓 口	市町村	<p>◆表現の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模半壊世帯の追加</li> </ul> <p>◆表現の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模半壊世帯の追加に伴う表の修正</li> </ul> <p>◆表現の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山形県・市町村被災者生活再建支援金の追加</li> </ul>
対象となる 自 然 災 害	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村																																																																																
根拠法令等	1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託） 3 経費負担 被災者生活再建支援法人1/2 国1/2																																																																																
支給対象 世 帯	1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 5 <b>（新設）</b>																																																																																
1 基礎支援金																																																																																	
被害程度	支給額																																																																																
全壊	100万円																																																																																
解体	100万円																																																																																
長期避難	100万円																																																																																
大規模半壊	50万円																																																																																
2 加算支援金																																																																																	
再建方法	支給額																																																																																
建設・購入	200万円																																																																																
補修	100万円																																																																																
賃借(公営住宅以外)	50万円																																																																																
窓 口	市町村																																																																																
対象となる 自 然 災 害	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村																																																																																
根拠法令等	1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託） 3 経費負担 被災者生活再建支援法人1/2 国1/2																																																																																
支給対象 世 帯	1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 5 <u>住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</u>																																																																																
	基礎支援金	加算支援金		計																																																																													
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)																																																																															
① 全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																																																													
		補修	100万円	200万円																																																																													
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	150万円																																																																													
④ 大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																																																													
		補修	100万円	150万円																																																																													
		賃貸(公営住宅を除く)	50万円	100万円																																																																													
⑤ 中規模半壊	二	建設・購入	100万円	100万円																																																																													
		補修	50万円	50万円																																																																													
		賃貸(公営住宅を除く)	25万円	25万円																																																																													
窓 口	市町村																																																																																



現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																								
<p>(4)～(8) ー略ー</p> <p>5～7 ー略ー</p> <p>8 住宅対策</p> <p>(1) 住宅資金の貸付</p> <p>ア 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付</p> <p>県及び市町村は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、市町村は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。</p> <table border="1" data-bbox="151 846 1285 1283"> <tr> <td>融資対象</td> <td>ー略ー</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>ー略ー</td> </tr> <tr> <td>貸付条件</td> <td>1 建設、新築住宅購入、中古住宅購入 (1) 返済期間 「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内 (2) 据置期間 3年間（その分返済期間延長）</td> </tr> <tr> <td>貸付条件</td> <td>2 補修 (1) 返済期間 「20年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内 (2) 据置期間 1年間</td> </tr> </table> <p>※金額は、令和3年4月現在。東日本大震災の被災者の場合は別に定めあり。</p>	融資対象	ー略ー	融資限度額	ー略ー	貸付条件	1 建設、新築住宅購入、中古住宅購入 (1) 返済期間 「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内 (2) 据置期間 3年間（その分返済期間延長）	貸付条件	2 補修 (1) 返済期間 「20年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内 (2) 据置期間 1年間	<table border="1" data-bbox="1356 176 2472 443"> <tr> <td>支給対象世帯</td> <td>自然災害により、中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合（ただし、豪雪による被害を除く。）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>政府の制度と同じ</td> </tr> <tr> <td>経費負担</td> <td>県 1/2 市町村 1/2(全国のいずれかの自治体で被災者生活再建支援法が適用された災害において、県に特別交付税措置がある場合は、県 2/3 市町村 1/3)</td> </tr> <tr> <td>窓口</td> <td>市町村</td> </tr> </table> <p>(4)～(8) ー略ー</p> <p>5～7 ー略ー</p> <p>8 住宅対策</p> <p>(1) 住宅資金の貸付</p> <p>ア 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付</p> <p>県及び市町村は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、市町村は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。</p> <table border="1" data-bbox="1356 846 2472 1283"> <tr> <td>融資対象</td> <td>ー略ー</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>ー略ー</td> </tr> <tr> <td>貸付条件</td> <td>1 建設、新築住宅購入、中古住宅購入 (1) 返済期間 「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内 (2) 据置期間 <b>最長</b> 3年間（その分返済期間延長）</td> </tr> <tr> <td>貸付条件</td> <td>2 補修 (1) 返済期間 「20年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内 (2) 据置期間 1年間 <u>(その分返済期間延長)</u></td> </tr> </table> <p>※金額は、令和5年6月現在。東日本大震災の被災者の場合は別に定めあり。</p>	支給対象世帯	自然災害により、中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合（ただし、豪雪による被害を除く。）	支給額	政府の制度と同じ	経費負担	県 1/2 市町村 1/2(全国のいずれかの自治体で被災者生活再建支援法が適用された災害において、県に特別交付税措置がある場合は、県 2/3 市町村 1/3)	窓口	市町村	融資対象	ー略ー	融資限度額	ー略ー	貸付条件	1 建設、新築住宅購入、中古住宅購入 (1) 返済期間 「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内 (2) 据置期間 <b>最長</b> 3年間（その分返済期間延長）	貸付条件	2 補修 (1) 返済期間 「20年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内 (2) 据置期間 1年間 <u>(その分返済期間延長)</u>	<p>◆時点修正</p> <p>◆時点修正</p>
融資対象	ー略ー																									
融資限度額	ー略ー																									
貸付条件	1 建設、新築住宅購入、中古住宅購入 (1) 返済期間 「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内 (2) 据置期間 3年間（その分返済期間延長）																									
貸付条件	2 補修 (1) 返済期間 「20年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内 (2) 据置期間 1年間																									
支給対象世帯	自然災害により、中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合（ただし、豪雪による被害を除く。）																									
支給額	政府の制度と同じ																									
経費負担	県 1/2 市町村 1/2(全国のいずれかの自治体で被災者生活再建支援法が適用された災害において、県に特別交付税措置がある場合は、県 2/3 市町村 1/3)																									
窓口	市町村																									
融資対象	ー略ー																									
融資限度額	ー略ー																									
貸付条件	1 建設、新築住宅購入、中古住宅購入 (1) 返済期間 「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内 (2) 据置期間 <b>最長</b> 3年間（その分返済期間延長）																									
貸付条件	2 補修 (1) 返済期間 「20年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内 (2) 据置期間 1年間 <u>(その分返済期間延長)</u>																									

現 行 計 画 (R4.12月修正)	修 正 案	修正理由等																																																
<p>&lt;P389 第4編第2章 金融支援計画&gt;                      1～3 ー略ー                      4 中小企業関係                      (1)～(2) ー略ー                      (3) 災害関連融資制度による融資（商工関係）                      災害復旧に係る融資制度として、次の制度を活用することができる。</p> <table border="1" data-bbox="151 493 1270 1308"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>資金名</th> <th>融 資 条 件 等</th> <th>申込窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">山形県 (商業振興・経営支援課)</td> <td>ー略ー</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山形県商工業振興資金(経営安定資金第4号)</td> <td>1 資金用途 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金</td> <td rowspan="7"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 貸付対象 県が指定する局地的な災害により事務所又は主要な事業用資産について被害を受け、経営の安定に支障をきたしているもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 貸付限度 8,000万円以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 貸付利率 年1.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 貸付期間 10年以内(うち据置期間2年以内)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 取扱期間 県がその都度指定</td> </tr> <tr> <td>ー略ー</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	資金名	融 資 条 件 等	申込窓口	山形県 (商業振興・経営支援課)	ー略ー			山形県商工業振興資金(経営安定資金第4号)	1 資金用途 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金			2 貸付対象 県が指定する局地的な災害により事務所又は主要な事業用資産について被害を受け、経営の安定に支障をきたしているもの		3 貸付限度 8,000万円以内		4 貸付利率 年1.6%		5 貸付期間 10年以内(うち据置期間2年以内)		6 取扱期間 県がその都度指定	ー略ー			<p>1～3 ー略ー                      4 中小企業関係                      (1)～(2) ー略ー                      (3) 災害関連融資制度による融資（商工関係）                      災害復旧に係る融資制度として、次の制度を活用することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1350 493 2469 1308"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>資金名</th> <th>融 資 条 件 等</th> <th>申込窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">山形県 (商業振興・経営支援課)</td> <td>ー略ー</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山形県商工業振興資金(経営安定資金第4号)</td> <td>1 資金用途 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び<b>経営の安定に原形復旧までの間必要とする</b>運転資金</td> <td rowspan="7"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 貸付対象 県が指定する局地的な災害により事務所又は主要な事業用資産について被害を受け、経営の安定に支障をきたしているもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 貸付限度 8,000万円以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 貸付利率 年1.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 貸付期間 10年以内(うち据置期間2年以内)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 取扱期間 県がその都度指定</td> </tr> <tr> <td>ー略ー</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	資金名	融 資 条 件 等	申込窓口	山形県 (商業振興・経営支援課)	ー略ー			山形県商工業振興資金(経営安定資金第4号)	1 資金用途 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び <b>経営の安定に原形復旧までの間必要とする</b> 運転資金			2 貸付対象 県が指定する局地的な災害により事務所又は主要な事業用資産について被害を受け、経営の安定に支障をきたしているもの		3 貸付限度 8,000万円以内		4 貸付利率 年1.6%		5 貸付期間 10年以内(うち据置期間2年以内)		6 取扱期間 県がその都度指定	ー略ー			<p>◆山形県商工業振興資金融資制度取扱要領の改正</p>
機関名	資金名	融 資 条 件 等	申込窓口																																															
山形県 (商業振興・経営支援課)	ー略ー																																																	
	山形県商工業振興資金(経営安定資金第4号)	1 資金用途 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金																																																
		2 貸付対象 県が指定する局地的な災害により事務所又は主要な事業用資産について被害を受け、経営の安定に支障をきたしているもの																																																
		3 貸付限度 8,000万円以内																																																
		4 貸付利率 年1.6%																																																
		5 貸付期間 10年以内(うち据置期間2年以内)																																																
		6 取扱期間 県がその都度指定																																																
ー略ー																																																		
機関名	資金名	融 資 条 件 等	申込窓口																																															
山形県 (商業振興・経営支援課)	ー略ー																																																	
	山形県商工業振興資金(経営安定資金第4号)	1 資金用途 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び <b>経営の安定に原形復旧までの間必要とする</b> 運転資金																																																
		2 貸付対象 県が指定する局地的な災害により事務所又は主要な事業用資産について被害を受け、経営の安定に支障をきたしているもの																																																
		3 貸付限度 8,000万円以内																																																
		4 貸付利率 年1.6%																																																
		5 貸付期間 10年以内(うち据置期間2年以内)																																																
		6 取扱期間 県がその都度指定																																																
ー略ー																																																		
<p>&lt;P395 第4編第3章 公共施設等災害復旧計画&gt;                      1～2 ー略ー                      3 被害状況の調査及び県への報告                      災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を市町村又は県(所管課(次の災害復旧事業一覧に掲げる所管課。以下同じ。))又は出先機関)に対し速やかに報告する。                      また、市町村は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県(所管課又は出先機関)に対し報告する。</p> <p><b>[災害復旧事業一覧]</b></p> <table border="1" data-bbox="121 1774 1285 1869"> <thead> <tr> <th>災害復旧事業名</th> <th>対象施設等</th> <th>関係省庁</th> <th>県の所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(2) ー略ー</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課	(1)～(2) ー略ー				<p>1～2 ー略ー                      3 被害状況の調査及び県への報告                      災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を市町村又は県(所管課(次の災害復旧事業一覧に掲げる所管課。以下同じ。))又は出先機関)に対し速やかに報告する。                      また、市町村は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県(所管課又は出先機関)に対し報告する。</p> <p><b>[災害復旧事業一覧]</b></p> <table border="1" data-bbox="1320 1774 2484 1869"> <thead> <tr> <th>災害復旧事業名</th> <th>対象施設等</th> <th>関係省庁</th> <th>県の所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(2) ー略ー</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課	(1)～(2) ー略ー																																				
災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課																																															
(1)～(2) ー略ー																																																		
災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課																																															
(1)～(2) ー略ー																																																		

現 行 計 画 (R4.12月修正)				修 正 案				修正理由等
(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法)  (激甚法)  (予算措置)	公立学校施設	文部科学省	教育庁教育政策課	(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法)  (激甚法)  (予算措置)	公立学校施設	文部科学省	<del>教育局教育庁</del> 教育政策課	◆表現の適正化 令和5年度組織改編
	公立社会教育施設	文部科学省	教育庁生涯教育・学習振興課		公立社会教育施設	文部科学省	<del>教育局教育庁</del> 生涯教育・学習振興課	
	私立学校施設		総務部学事文書課		私立学校施設		総務部 <del>高等教育政策</del> ・学事文書課	
	文化財	文部科学省	しあわせ子育て応援部子ども保育支援課 観光文化スポーツ部文化財活用課		文化財	文部科学省	しあわせ子育て応援部子ども <del>成育</del> 保育支援課 観光文化スポーツ部 <del>博物</del> 館・文化財活用課	
(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領)  ー略ー  (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)  ー略ー	社会福祉施設等	厚生労働省	しあわせ子育て応援部子ども保育支援課 しあわせ子育て応援部子ども家庭支援課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部地域福祉推進課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部障がい福祉課	(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領)  ー略ー  (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)  ー略ー	社会福祉施設等	厚生労働省	しあわせ子育て応援部子ども <del>成育</del> 保育支援課 しあわせ子育て応援部子ども家庭 <del>福祉</del> 支援課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部地域福祉推進課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部障がい福祉課	◆表現の適正化 令和5年度組織改編
	ー略ー	ー略ー	ー略ー		ー略ー	ー略ー	ー略ー	
	感染症指定医療機関	厚生労働省	健康福祉部コロナ収束総合企画課		感染症指定医療機関	厚生労働省	健康福祉部 <del>健康福祉</del> ・ <del>コロナ</del> 収束総合企画課	
	ー略ー	ー略ー	ー略ー		ー略ー	ー略ー	ー略ー	